

清日貿易の洋銅商について：乾隆～咸豊期の官商・民商を中心に

劉，序楓
九州大学大学院文学研究科

<https://doi.org/10.15017/24592>

出版情報：九州大学東洋史論集. 15, pp.107-152, 1986-12-25. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

清日貿易の洋銅商について

— 乾隆・咸豊期の官商・民商を中心に —

劉 序 楓

はじめに

近世の長崎貿易において、日本から最も多く輸出されたものは銅と海産物であったことは周知の通りである。清朝政府では、制錢鑄造用の洋銅（日本銅）を調達するについては非常な苦心を払い、康熙年間から乾隆初期にかけて、その辦銅の方法は七・八回変更された。各方法の実施の過程ではいろいろな問題が生じ、国内の需要を十分に満たすほどではなかった。そして、日本銅を確保する必要上、清朝は次第に統制を強化し、乾隆初期から特定の辦銅商人の団体、即ち官商及び十二家民商を指定し、日本銅の採買を行なわせた。以後、この制度は咸豊末年に至るまで存続した。日本銅に関する記事は、清朝の公的記録である『皇朝文献通考』（以下『通考』と略す）や『大清（光緒）会典事例』（以下『会典』と略す）などに多く記されているほか、実録・檔案にも屢々見られる。しかし、その日本銅を取り扱った商人がどのような存在であったのか、ということについては、殆ど触れるところがない。日本側の史料でも、これらのいわゆる「在唐荷主」の記事は多く見られるが、なお断片的な記録にすぎず、彼らの性質を理解するのは難しい。従来、これらの清日貿易を支えた洋銅商人については、既に矢野仁一氏が問題提起を行ない、内田直作氏・山脇悌二郎氏・松浦章氏等によって考察がなされているが、いまだその実態が究明されたいと言いたい。なお、これと関連する清朝の商人の研究としては、山西商人の研究・新安商人の研究及び広東十三行の行商の研究^①があり、それぞれ洋銅商人を理解する上で参考になる。

本稿では、諸先学の研究を踏まえながら、まず清朝前期の辦銅貿易制の推移を整理し、そして、乾隆初期に辦銅の官商と額商が成立した要因を究明し、さらに商人の系譜とその実態、清朝国家との係わり、官商と民商の異同などの問題について検討

してみたいと思う。

一 清朝辦銅貿易制の推移

1 乾隆期以前の辦銅制

(単位：銅=万斤)

(3) 銅の種類	(4) 官定銅数	(5) 日本輸出銅数	(6) 渡航船数	備考
洋銅・滇銅			76	
〃		235	33	塩差辦銅は康熙18-20年のみ
洋銅	358.1 ①	362.9515	53	昨年発布
〃	408.1 ②	394.3032	80	
〃	466.1 ②	496.7641	80	
〃	443.52 ②		7	昨年発布
〃	〃 ②		33	〃
洋銅・ 滇 銅	(洋)332.64 ② (滇)110.88		30	昨年発布 湖北・湖南(滇銅)
〃	(洋)277.2 ② (滇)166.32		38	昨年発布 湖北・湖南(滇銅)
〃	(洋)200 ② (滇)200		16	雲南(滇銅)
滇銅	400 ③		5	洋銅の採買一年停止
洋銅			20	京局滇銅に切り換える
〃	(官)130 ② (民)		20	各省鼓鑄(洋銅)
〃	(官)80 ② (民)		10	
〃	(官)50 ② (民)		10	
〃	(官)30 ② (民)150	186.9729	12	民商採買銅の半分は官収
〃	(官)50 ② (民)150	184.7638	12	
〃	(官)100 ③ (民)	182.4163	13	
〃	(官)80 ④ (民)	171.2505	14	民商採買銅の六割は官収
〃	(官)60 ④ (民)	190.1893	12	
〃	(官)50.5906 ④ (民)48	128.0565	13	
〃	(官) 〃 ④⑤ (民)	100.3125	10	

史料」P.19。②「通考」③「乾隆橫」19輯、P.842④光緒「蘇州府志」卷19、錢法「吹塵録」(6)「長崎実録大成」、金井「長崎年表」。

清代の鑄銭事業は、主に戸部の宝泉局と工部の宝源局で行なわれた。清朝政権成立後、多数の官吏や軍隊の俸餉を支給するために、また、社会経済の面では、多量の小額貨幣を流通させるために、一定額の銅銭を鑄造しなければならなかった。しかし、制銭を鑄造するために、銅の買入れ、即ち原料を確保することは不可欠である。ここで、まず「通考」及び「会典」・檔案などの記事によって、清代辦銅制の変遷を表示すると、表1の如くである。以下、清朝前期の辦銅制が頻繁に変更された問題を検討してみたい。

まず第一に、その主な原因は、日本側の長崎貿易に対する制限であったと思われる。周知のごとく、順治

表1 清朝辦銅制の推移及び辦銅額数

年次			(1) 辦銅方法	(2) 資金
清朝*	日本	西洋		
順治2	正保2	1645	関差辦銅	関税
康熙18	延宝7	1679	関差・塩差辦銅	関税・塩課 塩課
39	元禄13	1700	内務府商人辦銅	関税
42	16	1703	内務府商人・商人辦銅	関税・塩課
44	宝永2	1705	〃	関税・塩課 海関税
55	享保元	1716	八省分辦	各省正項
61	7	1722	江蘇・浙江二省総辦	地丁銀
雍正3	10	1725	江蘇・浙江・福建・広東分辦(洋銅)	〃
9	16	1731	江蘇・浙江・福建・安徽・江西分辦(洋銅)	〃
乾隆元	元文元	1736	江蘇・浙江海関辦銅(洋銅)	
3	3	1738	雲南総辦	
4	4	1739	民商辦銅	自費
10	延享2	1745	官商(范氏)・民商辦銅	官費・自費
11	3	1746	〃	〃
15	寛延3	1750	〃	〃
20	宝暦5	1755	官商(范氏)・民商(十二家)辦銅	〃
25	10	1760	〃	〃
28	13	1763	〃	〃
29	明和元	1764	〃	〃
31	3	1766	〃	〃
34	6	1769	〃	〃
嘉慶2	寛政9	1797	官商(王氏)・民商(十二家)辦銅	〃

(典拠)：(1)・(2)・(3)「通考」卷13-18、「会典」卷214-218。(4)①「關於江寧織造曹家檔案

⑤「会典」卷218。(5)「泉屋叢考」9 輯所収の「銅輸出高表」及び「海舟全集」所収の

合を占め、口船(江蘇・浙江両省から出帆した船)はごく少数に過ぎない。このような極めて厳しい海禁並びに遷界令の中を
なげ清朝貿易船が長崎に渡航したのか、ということとは注目される問題である。『華夷変態』卷八、天和三(康熙二十二・一六
八三)年亥二十七番南京船之唐人共申口に、

尤日本江渡海之停止は無御座候得共、日本渡海に事よせ、東寧方又は其外之海賊共江好みを仕候とて、遠海之渡海累年停

十八(一六六一)年以降康熙二十三年に至る二十四年間は、遷界令が施行されていた。遷界令發布以前の順治五年から同十七年に至る十三年間の日本渡航唐船数(いわゆる広義の唐船)は、年間平均五十隻であったが、その中、中国本土より出帆したのは三十八隻であった。しかし、遷界令發布を転機として、唐船の総数が俄かに減少すると共に、中国本土沿岸出帆船数と南洋各地(台湾を含む)出帆船数との比率に著しい変化が現われる。二十四年間の年平均渡航船数の三十二隻のうち、中国本土出帆の船は僅か十一隻のみである。しかも、十一隻のうちには広東・福建より出帆した鄭氏側関係の船や三藩の乱当時の反清側の船が相当な割

止仕候。

とあり、特に日本を対象とする渡海禁止はなかったと唐船船員は言っている。表面上は寸板下海を許さぬ海禁といいつつも、実際は日本への渡航を禁じてはいなかったたのである。それは、恐らく清朝の制錢鑄造の原料となる洋銅を採辦するために、日本に貿易船を派遣することが必要であったからであろう。「通考」卷十七、錢幣考五に「採辦洋銅、例往東洋日本。自康熙二十二年設立海関、是時洋銅即已流通内地。」とあるように、康熙二十二年以前にすでに日本銅は中国の内地に流通していたのである。

康熙二十二年鄭克塽の降服により、翌年展海令が發布され、海禁が解かれることとなった。これによって、翌二十四年には、長崎に入港する唐船は八十五隻（うち、積戻船十二隻）に上り、その前年の二十四隻に比べて、三倍強の激増となった¹¹⁾。したがって、中国国内に流通する銅の中に洋銅が占める割合も次第に大きくなったと思われる。ここにおいて、日本側は内地銅産不足のため、次々と貿易制限令を發布した。（その概要は表2の通りである）、特に正徳五（康熙五十四・一七一五）年に發布された正徳新例において、銅の輸出高の制限を強化し、中国船の長崎入港数を毎年三十隻に限定し、中国向けの輸出銅額を三百万斤、つまり、従来の半分以下に削減したのである。中国側の年間の銅の需要量は四百四十三万余斤（表1、参照）であったので、一隻当りの輸入銅数を十萬斤と計算すれば、不足が生ずることは明らかである。「康熙檔」第七輯、康熙五十八年六月十一日、江寧織造曹頌の上奏では、

督・撫等自承辦以來、未能按年交清者、緣每年洋船往來只有四十隻、帶回紅銅不過四萬担〔四百萬斤〕、原不足供額解之數。

と言っている。更に、「通考」卷十五、雍正二年署江蘇巡撫何天培の奏摺に、

從前各関差辦銅時、係洋銅・滇銅兼買。後為商人承辦、專取給於洋銅。歷年以來東洋產銅有限、購辦不齊、遂多積欠。自康熙五十五年改歸八省分辦、在江蘇雖偶有遲延、猶得辦完、

備	考
貞享令	
翌年より実施	
正徳新例	
①新銀、翌年より実施	
翌年より実施	

鎖国」有斐閣、1981年 所収)

表2 江戸幕府の清朝貿易船に対する主な制限令

年次			制限内容			
清朝	日本	西洋	船数	銀高	輸出銅	その他
康熙24	貞享2	1685	73	6000		
27	元禄元	1688	70			
54	正徳5	1715	30	6000	300	信牌制
56	享保2	1717	40	8000		
58	4	1719	30	4000①		
雍正11	18	1733	29	〃		
乾隆元	元文元	1736	25			
3	3	1738	20			
7	寛保2	1742	10		150	
14	寛延2	1749	15	4050	150	
29	明和元	1764	13	3510	130	
56	寛政3	1791	10	2740	100	

(単位：銀=貫目、銅=万斤)

中村質「鎖国下の貿易-貿易都市論の視点から-」(『講座日本近世史2 第8表「定高制下の唐・蘭船歳額と銅渡高規定」による。)

而各省仍有缺額。至六十年復改江蘇・浙江總辦、江蘇独承認五省銅數、皆先發帑錢、交商船出洋採買。(中略)東洋開採日久、銅磁日減。每年江・浙二省銅船出洋者不過三十六船。從前每船載銅九万五千觔、近因採銅漸少、每船止得銅七万五千觔、約收江南海關者十八・九船、合計可得銅一百三・四万觔、止敷承辦一半之數、尚需一半、実屬無從採買。(傍点是筆者による。以下同じ。)

と見え、康熙三十九年以来の辦銅制は、専ら洋銅を採買し、日本銅産が減少するに伴って採買の銅額も制限され、そのため、銅額は次第に減少した。康熙六十年に、江蘇・浙江二省總辦制を施行してから、江蘇は本省及び安徽・江西・福建・広東五省の額銅二百七十七万二千斤を引き受け、浙江は本省及び湖北・湖南三省の額銅一百六十六万三千二百斤を引き受けたが、毎年長崎に渡航している三十六隻の銅船のうち、江南海関(上海)に収納するものは十八・九船分、百三・四十万斤であった。この額は、江蘇省の引き受け責任額の約半分にすぎず、なお半分については採買の方法がなかったのである。要するに、清朝側が如何に洋銅の採買方法を変更しても、国内の需要を満たすほどではなかった。

格である。順治年間の銅価については、史料上で明らかにされていないが、康熙三年には、百斤につき六両五錢であった。その後、洋銅の輸入が制限され、採買に支障を来したので、国内の銅価も次第に高騰した。表2と表3に示しているように、康熙二十四年には日本側で貞享令が実施され、一方、翌二十五年に官定銅価が十両に改められた。更に、康熙五十四年に正徳新

日本の輸出価格表

(百斤当り)

価 格		日本の輸出価(3)	備 考
官価(1)	市価(2)		
6.5両	10~14両 ①		康熙9年の市価
6.5	14~15 ②	104.4匁	元禄10(1697)年の輸出価
10		112	元禄11(1698)年の輸出価
12.5		114.2	宝永6(1709)年の輸出価
14.5		135	正徳2(1712)年の輸出価
〃	18~19 ③		
17.5	20 ④	115	
(官商)13, 14 (民商)17.5	19両余 ⑤	〃	乾隆29年の市価
(官)13, 14 (民)17.5	25.079 ⑥	〃	
(官)13, 14 (民)15.3		〃	
(官)13.593 (民)15.3	24.79 ⑦	〃	
(官)12 (民)15.3		〃	
(官)13.593 (民)15.3	24 ⑧	〃	咸豊末年の市価

(運賃を除く)

卷214-218, 「林文忠公政書」, 光緒「蘇州府志」卷19、銭法。
 戸部、銭幣下、姚文然奏摺②「清実録」康熙23.9丙寅③「雍正檔」9輯、P. 5
 檔、20輯、P. 292 ⑥「蘇州府志」卷19 ⑦刊本「福建省例」(台湾文献叢刊199)
 127)に同じ。
 貿易史の研究」表5(P. 74)・表16(P. 137)。「泉屋叢考」9輯、P. 127。石井
 銅輸出禁止政策」(歴史学研究130)。

官銅を市価で密売したことが考えられる。さらに、この部定の官価を長崎の輸出価と比較すれば、表3のごとく、康熙年間には、日本側の輸出価であれ、市価であれ、いずれも官定の銅価を著しく超過していることは確かである。前期の関差辦銅の場合、税関の監督が辦銅によって生じた不足の銀両を獲得するため、一般に税則を無視した不正な収奪を行なう傾向が顕著であった。また、その後の内務府商人辦銅の場合、官定の銅価毎斤一銭、脚価五分の中から、利益を得る可能性について考えてみよう。まず、内務府の奏摺から、この税関より受領した辦銅銀の使途を見ると、次の如く記されている。

臣等議得、王綱明・張鼎臣・

例が実施され、翌五十五年に銅価を十二両五錢に値上げした。すなわち、中国における銅価の騰貴は、日本における貿易制限と関係があるものと推測される。なお、官定の銅価と市価との差については、すでに佐伯富氏・香坂昌紀氏の指摘があり、表3を参照しながら、部定の銅価は、市価よりはるかに下廻っていたことがわかる。この事実により、商人が利益を得るため、

表3 洋銅の官価・市価及び

年次		
清朝	日本	西洋
康熙 3	寛文 4	1664
23	貞享元	1684
25	3	1686
55	享保元	1716
57	3	1718
雍正 5	12	1727
乾隆 5	元文 5	1740
10	延享 2	1745
35	明和 7	1770
49	天明 4	1784
嘉慶 2	寛政 9	1797
13	文化 5	1808
道光15	天保 6	1835

(1 両=10匁。なお、官価に脚価典拠：(1)「通考」卷13-17, 「会典」(2)①「皇朝經世文編」卷55、④「通考」卷16 ⑤「乾隆第三冊、P.357 ⑥註(3)山脇悌二郎氏「近世日中孝」幕末における幕府の

主上借給官銀十萬兩、不再向旁人借銀、所余之利息銀二分四厘亦行節省、因而一斤已可節省三分九厘。すなわち、その内訳は、銅価七分・運費三分のほか、関監督への盤纏銀（旅費又は輸送費のこと）一分一厘、節省銀（経費を節約して得た銀）三分九厘である。内務府官商が国家より受領した十五兩（百斤当り）の辦銅資金を出洋商人に前貸したのは、僅か七兩であつて、運賃と雜費を計算に入れても十兩にすぎず、当時の日本の輸出銅価の十一兩四錢二分に比して過少であつたと思われる。また、残りの五兩を盤纏銀・節省銀という名目で関差や帝室に上納しなければならぬので、内務府商人にとつて、官銅の採買はほとんど利益がなかつたようである。以上の事実により、彼らが自ら日本貿易に従事し、銅以外の商品の利益によつて銅の欠損を補い、または官銅を市価で密売し、或いは前借した資金を転用して商業を行なつて利益をはかるほかなかつたと考えられる。⁽¹⁸⁾

次は、辦銅官員の扣剋（差引くこと）である。辦銅銀兩のうち、前述した節省銀という項目があつて、康熙五十五年より八省督撫辦銅制が行なわれ、辦銅官は節省銀を増やすため、不正な扣剋を行なうことが屢々あつた。『雍正檔』第九輯、雍正五年九月十九日、浙江巡撫李衛の上奏に、

伏查従前因各省辦銅艱難遲悞、於康熙五十八年經九卿會議、將従前節省二分免其添買、増入銅価、每勅定為一錢四分五厘、如有贏余、題明歸公。在承辦者必將銅勛買足、則此外多出之銀、方可謂之余剩。豈有銅未購買、先將銀兩扣存、以為節省

曹寅等接辦銅斤時、一斤銅規定官価一錢五分。商人買銅時一斤銅価銀七分、搬運工価及雜用等項銀三分、合計一斤銅需銀一錢。因此、每斤銅余銀五分、其中銷除節省銀一分五厘、將所余之銀三分五厘、由張鼎臣等按每斤銅給関監督盤纏銀一分一厘。（中略）後來

焉。(中略) 又前任江蘇巡撫何天培亦以贏余陳奏、而江省額銅積欠至三・四百万余觔。是皆置公事於不顧、徒博節省之虛名、而貽悞國家正帑之由來者也。

とあり、康熙五十八年より官定銅価を一錢四分五厘に値上げし、引き受け額の銅を購入した余分銀を節省銀としたが、辦銅官員は銅を採買する前に若干を扣剋して節省となしたので、江蘇省では三・四百万斤の積欠が生じたのである。また、同奏摺の続きに、

更有原任嘉興府知府吳永芳起而効尤、乘機辦銅、將銀預給各商、於部定銅價中扣剋短少、作為節省、留存藩庫。在商人明知銅價不敷、或貪其預先發銀、可以別項營運取利。亦有疲商・光棍因其扣剋部價可以挾制凶賴、竟將銅本吞蝕花銷者、以致吳永芳所辦之銅、欠至八十三万余觔。

と見え、官吏の扣剋に対して、商人は支給される銅価では足りないことを見越し、前借した資金を別の方面に流用し、或は官吏にいいがかりをつけ制肘して、資金を使い込むに至った。

さらに、別の原因を追究すると、即ち「雍正檔」二十四輯、雍正十三年閏四月二十日、福建巡撫盧綽の奏摺に、

但今日之遲延不在內地、而在外洋、今日之虧空不在辦員、而在商人。(中略) 今日之辦員皆道府大吏、不肖侵漁者甚少。

各省辦官皆至蘇・杭發價、以流寓之官、安能知商之殷實。商為閩・粵之人居多、亦流寓於此、即江・浙之官驟難測其淺深、懼累考成、惟挾番數在前之船、利其速回、稍不殷實、未有不為遷就、以致將銅價別為營運、偶一失着、便成虧空。

とあり、洋銅の積欠や解送期限が遅れた原因は、日本からの輸入銅が減少したことであつたが、虧空の原因は、辦銅官にではなく、商人にあつた。雍正年間の辦銅は、各省の督撫がその責任を持つて、有能な、しかも財力のある知府を選んで担当させたが、洋銅採買の職務が重く、また各地方の政務も多端にあつたので、とても一人では処理できない状況になつていた。各地の辦銅官は蘇州・杭州で商人を募集し、洋銅を採買させたが、自分の辦銅成績を気にして、商人の良否や財力を確めず、ただ日本へ直ちに行くことができ、また早く帰つてくることのできる商人だけを選んだのである。故に商人は支給された資金を他の方面に流用して虧空したことがよくあつた。同奏摺に、また「至於洋商承辦官銅、其利甚微、又受倭人指勒、殷實之商多不願領事。」と述べ、洋銅の採買は、単に利益が少ないだけではなく、日本側からもさまざまな制限を加えられたので、一般の富商はほとんど引き受けることを望まなかつた。

従来、長崎貿易に従事している中国商人は、輸出入両面において莫大な利益があったものと言われているが、官銅を採買する面から見れば、ほとんど利益がなかったと指摘できる。したがって、生糸・絹織物・薬材・砂糖などの輸出商品や俵物・諸色などの輸入商品、又は官銅を市価で密売する利益によって銅の欠損を補うほかなかったと考えられるのである。

以上は、清朝前期の辦銅制が頻繁に改廃された原因について述べたものである。乾隆期に入ると、北京戸・工二部で銅錢鑄造に用いる銅は、日本銅を使わず、すべて雲南銅に切り換えることにしたのであるが、それまでの辦銅方法は、大体において、指定された各省（又は各税関の監督・内務府商人）に、京局の制錢鑄造に使用する銅の分担額を割当てて、各承辦官吏が責任を持って商人を募集し、省の税金或は関税・塩税などの公金を前渡しして、日本向けの商品を仕入れさせ、日本に赴き、その売上げ銀で日本銅を買い、江海関や浙海関や或はここに出張している各省の辦銅官に約束額だけ上納させるのであった。しかし、いかなる方法を探ろうとも、洋銅輸入額の不足は絶対的であり、且つ承辦官の不正、商人の辦銅銀兩の流用などのために、銅筋の積欠や公金の虧空が毎年のように起った。要するに、清朝側の辦銅体制の面においても欠陥があったと思われる。次に、乾隆年間の官商・民商辦銅制の成立について検討してみたい。

2 官商と民商の成立

乾隆年間に入ると、従来の官募の商人のうちに、虧空する者が多く出、清朝では、乾隆三年に及んで江蘇・浙江両海関による洋銅の採買を一年間停止し、積欠を整理することにした。即ち、虧空のある商人から日本貿易の信牌を取り上げ、改めて辦銅を願う商人に与える一方で、辦銅資金を前貸する旧例を廃止し、銅船帰国の際に海関を兼管する道員が公定の価格で定額の銅を収買することに改めた。²⁰さらに、従来の流れを是正して、種々の対策を立てた。まず、洋銅輸入減少に対しては、雲南銅鉞の開發に力を入れることとしたが、それは乾隆年間をめざましい成果をあげ、雍正五年頃には三百数十万斤であった産出額²¹が、乾隆元年には六・七百万斤、三年には八・九百万斤、四十一年には一千二百三・四十万斤に達した。²²つまり、雍正年間から乾隆初年にかけて、滇銅の産出が倍以上にあがったのである。次に辦銅資金転用の流弊については、乾隆三年より資金の前渡しを廃止され、個人の資金で洋銅を採買してくることとなった。これによって採買してきた洋銅は、一定の価格による官収以外に、その半分は市価によって自由販売することが認められるようになった。また洋銅収買の官価については、『通考』卷

十六、乾隆五年、江蘇巡撫張渠の奏摺に、

見今洋銅市価每百觔約需紋銀二十兩、与部定価每百觔給銀十四兩五錢者、多寡懸殊。但旧時所定官価、原係預年發帑、令辦商置貨出洋交易、已有余利、是以不致虧乏。若收各商自販之銅、仍照前価、未免有虧商本。(中略)今議酌中定価、照十七兩五錢之數收買、庶可源源接濟、於公・私兩有裨益。

とあり、洋銅の市価が官価をはるかに上廻っている。商人が自己の資本で洋銅を採買したので、従来の資金を前渡ししていた時とは異なり、資金を別の方面に流用して利益をはかることもできず、且つ危険負担が多いため、官価の値上げを要求した。結局、従来の百斤十四兩五錢は、十七兩五錢に上げられた。

一方、辦銅官及び商人の虧空や積欠の処分に関しては、厳しい罰則が作られた。即ち、辦銅官について、解送の期限を違えた場合、革職留任して完補させ、また期限内に不足の銅額を京師に解送できない場合は、革任して刑部からも嚴重な処分を受けることになった。もし、虧空があつた場合には、家産による賠償以外に、その上司官にも処分を及ぼして、官を降すとともに、分賠させることになったのである。一方、商人については、辦銅の納入期限を延滞する等の場合、官憲から容赦なく銅価の返還を要求され、家産による賠償以外に、互結(互いに連署して保証書を官庁に差出すこと)した商人らに分賠させるなど嚴重な制裁があつた。

乾隆三年になると、前述のように、雲南銅開発の成果が漸く上がり、且つ従来の洋商の積欠を整理するために、日本への派船はほとんど停止する状態になつていたので、京師の戸・工二部の鑄造用銅を乾隆四年よりすべて滇銅に切り換えることにした。⁽²⁷⁾一方、洋銅の採買については、各地方に鑄錢局が設けられたので、同年より改めて招募した商人に個人の資本を以て採買させることになった。『通考』卷十七、乾隆二十年の条に、

先是江、浙承辦京局銅觔、各洋商皆預先領帑。乾隆三年停止辦運、而商人積欠甚多、未能清繳。因江蘇開鑄、另招自攜資本之新商、即給与旧商倭照、出洋採銅、俟辦回時、与浙江分買供鑄。

とあり、これらの商人の採買した洋銅は、江蘇・浙江の鑄錢局で買上げることにした。この史料には、これらいわゆる「自攜資本之新商」の实体については明記されていない。『会典』卷二一五、戸部、錢法、乾隆三年の条に、次のように記されている。

奏准、各省商人出洋買銅者、報明江・浙督・撫、給予執照、令其出洋購買。如在京有家道殷實之商、願赴洋買銅者、取具保結、赴部具呈、由部奏明給予執照、行文江・浙督・撫、亦令其出洋採買。

すなわち、江蘇・浙江の商人とは限らず、各省及び京師に住む殷實の商人にも、資本さえあれば、戸部或は江・浙の督撫の許可を得たうえで出洋採買できる。ここに言う「在京有家道殷實之商」は、各省の商人と區別されており、しかも戸部に保結（同業者或は同郷の官吏が保証した身分保証書のこと）を提出する必要がある点から見て、恐らく内務府商人を指しているものと推察される。「碑伝集」卷四十二、「贈中憲大夫大僕寺卿銜范府君毓嶺墓表」（以下「墓表」と略す）に「乾隆三年奉命採辦洋銅、運京局、以抵分限應輸之數。」とあり、内務府商人の范毓嶺は、乾隆三年に自分の分担額の洋銅を採辦して京局に解送すべしという命令を受けたことがわかる。この范毓嶺は内務府の官商であったが、正式な辦銅官商とは言えるかどうかが問題になる。「揄巢雜識」卷上²⁸に、

山西商人范毓嶺・劉光晟運販洋銅、皆自備資本、出洋採辦。照例定限一年、運回交局。

とあり、彼らは自分の資本で洋銅の採買に従事していたが、その期間は一年に限られ、辦銅には定期的に従事したわけではなかった。辦銅官商の先駆であったと見られる。なお、彼らが採買した洋銅は、官府に上納しなければならず、また、自由販売もできなかった。民商とは本質的に異なっているのである。

『通考』卷十六、乾隆五年の条に「洋銅係江蘇額商出洋採辦、浙江照例對半分買」とあり、辦銅の「額商」の名称が始めて見出される。すでに乾隆五年以前に額商は成立していたのである。先に触れたように、乾隆三年に民間商人に洋銅を採買することが許され、雲南銅の京局への解送は翌四年から始まっていた。さらに、日本側の記録²⁹によると、乾隆二（元文二）年・翌三年に長崎に入港した船は僅かに各五隻にすぎなかったが、四年には急に二十隻に増加したのであるから、民間商人による洋銅の調達は乾隆四年から始まったと思われる。

乾隆九年に、各省の鑄錢局が相次いで成立し、額商から収買する洋銅に不足が生じたから、別に「官商」に洋銅を採買させることになった。『通考』卷十六、乾隆九年の条に、

戸部議言、官商范毓嶺有承辦運米・運塩及銷售參票未完各項銀一百一十四万余兩、應令其辦銅完補。每年辦洋銅一百三十万斤、解運直隸保定府三十万斤、陝西西安府三十万斤、江蘇蘇州府二十万斤、江西南昌府二十五万斤、湖北武昌府二十五

万斤、於本年置貨出洋、自乾隆十年為始。

とあり、官商范毓麟が官府に負った百十四万両の債務を完済するために、直隸等五省の鑄錢に要する銅を乾隆十年から毎年百三十万斤採買することになった。即ち、乾隆九年に辦銅の官商に指定され、十年より日本銅を官府に納入したのである。

従来、長崎に渡航した貿易商は、ほとんど官の金を前借して、それによつて貿易したので、いわば官商の性質を帯びていたが、乾隆三年からは、商人自身の資本を以て洋銅を採買することが許され、民商が成立した。次いで乾隆九年以後は、官の金を前借して洋銅を採買する官商が復活され、これが本体となった。つまり、乾隆九年以後、辦銅商人は、官商と民商の二本立になつていたのである。

官商と類商の人数については、官商は成立の当初一人に限られ、咸豐末年（一八六一年）まで変わらなかつた。類商は民商とも称せられ、乾隆三年成立した時点に、史料には明記されていないが、翌年に長崎に渡航した貿易船は二十隻であつたので、その数は少なくとも十人以上であつたと考えられる。『通考』卷十七、乾隆二十年、江蘇巡撫莊有恭の奏摺に、

查乾隆十四年議、採辦洋銅每年額定十五船、除官商范清注銅鉛（船）係領帑辦銅外、民商自辦者共十二船、應請以見辦十二人為商額、每年發十二船、置貨出洋。（中略）於乾隆二十年為始、增給布政司印照、以為海口稽查符驗。其有他商情願辦銅者、悉附十二額商名下、如引塩散商附入甲商之例、不得私自販越。（中略）至閩・粵洋商向不辦銅、仍照旧例、勿許私販。

とあり、乾隆二十（宝曆五・一七五五）年に民商の商額を定め、すなわち、乾隆十四年、日本側の制限に依つて洋銅を採買する船隻を年に十五隻と定めたが（表2、参照）、そのうち官商范清注船三隻のほか、民商の船は十二隻であつたから、この十二人を民商の商額とし、乾隆二十年から毎年十二隻を發し、洋銅を採買させた。十二人以外の商人で、辦銅を願うものがあつたとしても、必ず十二人の類商の名義においてこれをなさなければならず、私に貿易をすることは禁止されていたのである。これらこ類商に対しては、布政司から印照（貿易許可証・渡航証）を發給し、出港する際の検査に備えさせることとした。⁽²⁰⁾一方、福建・広東の洋商達には洋銅の採買は許されなかつたが、これは清朝側の外国貿易統治方針が次第に具体化を見て、外国貿易に関しては、廣州・厦門・寧波・上海に集中させ、しかも、広東の十三行は來船の外国貿易、厦門の洋行は南洋貿易、寧

表4 官商・民商出船割合表

年次			渡航 船数	割 合	荷 主	典 拠
清朝	日本	西洋				
乾隆14	寛延2	1749	15	官3 民12	范清注	通考卷17
20	宝暦5	1755	15	官3 民12	范清注 楊裕和等	同書
25	10	1760	16	官4か 民12か	同上	同書
28	13	1763	15	官6 民9	范清洪 楊裕和等	乾隆檔19輯、P.842
29	明和元	1764	16 (14)	官(7) 民(7)	同上	通考卷295、蘇州府志卷19 〈明安調方記〉
30	2	1765	13 (12)	官5 民8(7)	范清濟 楊裕和等	蘇州府志卷19 〈明安調方記〉
31	3	1766	13 (12)	官7(5) 民6(7)	同上	蘇州府志卷19 〈明安調方記〉
32	4	1767	13	官7(8) 民6(5)	同上	乾隆檔30輯、P.230 〈明安調方記〉
45	安永9	1780	13	官6 民7	范清濟 王履階等	漂客紀事
嘉慶2	寛政9	1797	10	官7 民3	王履階	大清會典事例卷218
8	享和3	1803	10	官5 民5	王日桂	享和三亥年中出帆引合帳 文化元子年中出帆引合帳

註：()内の数字は(明安調方記)によるもの。

波と上海は対日本の辦銅貿易を專辦することに限定したのである。

また、長崎に渡航する貿易船における官商船と額商船の割合については、表4のごとく、乾隆十四年当時の総数十五隻のうち、官は三、民は十二を占め、圧倒的に民商のほうが優勢であったが、その後、官商船の数が次第に増加し、乾隆中期頃には、官・民が各半分を占め、さらに、乾隆後期・嘉慶初期に至ると、かえって、官商のほうが優勢になったようである。この背景には、官商の国家に対する債務返済及び国家の需要に対する銅の供給をより容易にするという要因が考えられる⁽²¹⁾。民商は個人の資本で辦銅に従事し、官商より有利な価格で政府に上納するほか、自由販売が認められていたが、損害を受けた場合、国家からの補償がなく、且つ従来の旧商の積欠も年払いで完済しなければならなかった⁽²²⁾ので、その数は次第に減少する傾向にあった。

以上、順治初期から乾隆初期にかけて百年間に及ぶ清朝辦銅貿易の成立過程を考察した。その後の百十余年間（乾隆十年、咸豐十一年）清朝と日本との交流や貿易は、前述の辦銅の官商及び額商によって行なわれていた。次章ではこれらの商人の実態を検討してみたい。

二 辦銅商人

1 官商

まず、乾隆九年から、咸豐末年に至るまで、辦銅貿易に従事した官商の略表を掲げると、表5の如くである。

表5に明らかかなとおり、辦銅の官商は范氏・王氏・錢氏・程氏・汪氏等の家族に分けられる。以下、范氏の一族から述べて行くことにする。

(1) 范氏

官商范氏については、戸部の運米・運塩などを請負っていた内務府官商范毓齋が、乾隆九年より官府に対する債務を償うため、改めて辦銅官商になったことは前述のとおりである。この人物は有名な山西商人であり、すでに先学の研究で注目されている。⁽³³⁾彼の祖父范永斗は、清朝入関以前に既に張家口に拠点を持ち、遼東方面へも進出して、清朝と貿易していた八家商人の一人であった。世祖は入関後彼を内務府籍につけ、毎年内務府に皮幣を納めさせたのである。⁽³⁴⁾その後、子の德淵⁽³⁵⁾（三拔）、更に孫の毓齋がこれを継ぎ、内務府の官商として康熙・雍正・乾隆三代にわたって、清朝の経済界の各方面で活躍した。⁽³⁵⁾特に康熙・雍正年間に屢々行なわれた準噶爾の遠征に際して、毓齋はその軍糧の輸送に大きな役割を果たした。前後十年間に、百十余万石の米を運送し、運費六百余万両を節約し、その功によって、太僕寺卿の銜を授けられ、章服は二品と同じであった。⁽³⁶⁾その他、彼は銅・鉛鉱の開発や米・塩・人參・毛皮・馬・駱駝⁽³⁸⁾などの採買にも従事し、清朝の財政に大きく寄与をなした。特に塩の販運については、清朝政府の財政にとって不可欠の存在であった。范氏の一族は塩の販運に従事しながら、大掛りな運輸機關を掌握し、商品の輸送に便宜を有していたので、諸種の商売の経営にも手を染めていた可能性がある。

表5 辦銅官商一覽表

族名	期間	人名	事項	附商(代理人)	典拠(本文参照)
范氏	乾隆9年、 (一七四四) 乾隆30年、27年 (一七四五)一七六二 乾隆28年、29年 (一七六三)一七六四 (一七六五)一七八二	范毓讓 范清注 范清洪(天錫) 范清濟	字は芝蘭、山西介休の人、内務府商人、太僕寺卿、長蘆、河東塩商。 毓讓の次子、戸部郎中、太僕寺少卿、長蘆、河東塩商。 毓讓の長子、字は星源、拳人、浙江寧紹台道、戸部郎中、長蘆、河東塩商。 毓讓の甥、貢生、候選員外郎、長蘆、河東塩商。	范清洪	汪由敦の「墓表」、「介休県志」巻九、乾隆「汾州府志」巻十七等。 「介休県志」巻九、「通考」巻十七、「史料旬刊」六、「高宗実録」一「乾隆權」等。 同右。 「介休県志」巻七、光緒「蘇州府志」巻十九、「高宗実録」、「乾隆權」、「明安調方記」等。 「高宗実録」、嘉慶「長蘆塩法志」巻五・十二、「長崎会所五冊物」。 「高宗実録」、「長蘆塩法志」巻十一、「長崎会所五冊物」。 「清俗紀聞」巻十、道光「平度州志」等。 「清俗紀聞」巻十。
王氏	乾隆48年、52年 (一七八五)一七八七 乾隆53年、60年 (一七八八)一七九五	王世栄(恩綸) 錢鳴萃(恩栄)	長蘆塩商、捐職郎中。 浙江桐安の人、監生、山東平度州知州、もと額商。		「大清律例会通新纂」巻十、「林文忠公政書」、「長崎会所五冊物」。「清人書状」等。 「林文忠公政書」、「通航」巻二六、「長崎志統編」巻五・八。「清人書状」等。
錢氏	乾隆60年、嘉慶元年 (一七九五)一七九六 嘉慶2年、 (一七九七)	錢繼善 王履階	鳴萃の子。 浙江仁和の人、もと額商。	王文鑿・孫邦杰 王桐峯	「林文忠公政書」、「長崎志統編」巻八。「歴代宝案」二集巻二〇・三三。 「林文忠公政書」、「長崎志統編」巻八。
王氏	嘉慶12年、 (一八〇七)	王日桂(永慶)	履階の弟。 新安商人。	王桐峯	「林文忠公政書」、「長崎志統編」巻八。
程氏	嘉慶12年、16年 (一八〇七)一八一二	程洪然(天和)	新安商人。		「林文忠公政書」、「長崎志統編」巻八。
汪氏	嘉慶17年、21年 (一八一七)一八二六	汪永増	徽州府休寧県の人、新安商人。		「林文忠公政書」、「長崎志統編」巻八。
王氏	嘉慶22年、道光19年 (一八二七)一八三九	王字安	王日桂の子。		「林文忠公政書」、「長崎志統編」巻八。
汪氏	道光19年、21年 (一八三九)一八四二	汪炳符	新安商人。汪永増の一族か。		「長崎志統編」巻八。
王氏	道光21年、咸豐10年 (一八四一)一八六〇	王元珍	王履階か王日桂の孫。字は子真、梅庵と号す。書・画をよくす。太平軍の蘇州進出で行方不明。		「阿芙蓉集聞」巻二、「漱芳閣書画記」、「漱芳閣書画銘心録」、「程松堂願書」等。

なお、塩商が資金不足の場合、内務府から資金を借り入れることができ、それにより、塩商は資金の枯渇を免がれたのである。嘉慶「兩淮塩法志」巻十七、借帑の条に「商人資本不濟、每借帑以資營運。」とある。また、「清史稿」巻一三三、食貨四、塩法に、

或有緩急、内府亦嘗貸出数百万、以資周転。帑本外更取息銀、謂之帑利、年或百数十万、数十万、十数万不等、商力因之疲乏、兩淮・河東尤甚。

とあるように、塩商は内務府から運転の資金を借り、塩業を円滑に運営し、内務府も貸出した資金で毎年百数十万から十数万の利息をとるので、塩商にとつては大きな負担になったのである。また、洋銅採買の資金には、塩税が大きな割合を占めていたようであり、表1に明らかかとおり、既に康熙年間から塩課銀を動支して、銅の採買を行なっていた。これによつて、塩商としての内務府商人が清朝の財政にとつては、大きな役割を果たしていた。両者は相互依存關係にあつたと言える。

一方、彼らは運営の資金を得るため、または円滑な経営をはかるため、帝室や各官僚に取り入る必要があつた。「清世宗実録」卷一五九、雍正十三年八月辛未の条に、范毓蘄が軍糧の採買を引き受けた時、官吏と結託して贈賄した記事が見える。また、その子の范清注の場合は、「清高宗実録」卷一四三、乾隆六年五月癸巳の条に、

奉天將軍額爾圖奏、參商范清柱餽送盤費銀四千兩・緞十匹、前經堅持、茲又送到。

とあり、人參の採買に従事していた折、奉天將軍に銀兩・緞を贈つていた。更に皇帝に対しては、同書卷二四九、乾隆十年九月戊戌の条に、

直隸正定總兵范毓蘄奏、臣家居山石、今聖駕巡視五臺、臣姪清注備進羊千隻・馬十四、以供賞賚之需・交臣代奏、乞收得旨、用不完之物、即隨管衆人、亦已徧賞矣。此奏進不受。

とあり、范清注は羊千匹・馬十四を臣下への下賜品に供すべく乾隆帝に献上せんことを、その叔父の范毓蘄に代奏させているが、乾隆帝はこれを余計なものとして拒否した。即ち、官商范氏が自分の利益をはかるため、帝室や官僚と親交を結び、その力を利用しようとしていたことがわかる。

ところが、国家の独占的事業（軍糧・人參・塩など）を承辦する時には、思いがけない損害を被る危険性があり、一旦失敗すると、大きな虧空を生じて国家から厳しい資金の返還を追求されることがあつた。毓蘄は康熙三十九年、内務府商人辦銅制が始まつた時にはすでに辦銅業務に従事していたが、その後、仲間の王綱明が八十三万兩の虧空を生じ、毓蘄が彼に代つてすべて返済した。また、先に述べた如く、乾隆年間、范毓蘄が再び辦銅に従事した理由は、官府に対する負債の整理であつた。その債務のきつかけは、恐らく雍正末年再び行なわれた西北の遠征にあつたのであろう。同「墓表」によると、毓蘄は敵に襲

われ、米十三万余石及び運載した牛・馬・駱駝を失い、百四十四万両の損害を被り、全く自弁させられた。また、その時、兵が撤退し、科布多に運ぶ米を改めて近地に輸送することになったため、さらに二百六十二万両の損害を被った。「墓表」の統きに、

先以歴年応領米・鉛価九十余万兩扣抵、余立五限輸戶部。乾隆三年奉命採辦洋銅運京局、以抵分限、輸之數。又奉命採獲烏蘇里・綏芬、……迄不敷成額。八年、部議以、折、漕、價、及、所、通、運、值、凡、百、四、十、萬、有、奇、悉、辦、洋、銅、輸、西、安、保、定、湖、北、江、西、江、蘇、五、布、政、司、備、鼓、鑄。

とあり、米・鉛採買の資金を差引いて計算しても、なお百十四万両の虧欠があったので、洋銅・人参などを採買させ、その虧欠を完済させた。沈徳潜「范太僕神道碑銘」にも、

乾隆三年八月、疊奉辦銅之命、而辦銅之役故難。銅產倭地、開采歲久、其源漸乏、倭以銅少居奇、狡獪百出。又海船出沒風濤中、率兩歲始返。……公既老之年、力承茲役、冀上勿負朝廷之恩、下勿滋子孫之累、心力交疲、病致不起。

とあって、洋銅の採買に苦勞したために、病死したとある。この「勿滋子孫之累」という記事から見れば、官商は政府の庇護のもとにいかの特権を享有しても、一旦虧欠が生じて完済できない場合、親族までが追及されたものと思われる。

彼の生没年については、史料上には明らかではない。松浦章氏が指摘するように、毓璜の活躍を伝えた資料のうち、最晩年のものと考えられるのが、乾隆十年のものであって、なお、その後に継ぐ范清注は、乾隆十四年の時点には辦銅官商であったことからして、范毓璜は乾隆十年から十三年の間に没したと推測される。恐らく范毓璜の虧欠がまだ完全に完済していなかったので、子の范清注に接辦させたのであろう。

従来、この范毓璜を辦銅貿易に従事させたのは、彼が清朝の功臣范文程の一族であったから厚遇したことによると言われてきた。しかし、辦銅の利益の面から考えても、そのような可能性はなく、また、事実上においても山西范氏と瀋陽范氏との間を血縁的關係で結びつけるのには無理があると思われる。

以上、范毓璜が内務府商人として清朝に重視された背景には、先祖より清朝の財政に大きな寄与をなしたことがあった。ところが、毓璜の晩年から国家事業の承辦に欠損を生じ、いかに清朝の大官と親密な關係を結んでいようと、国家の公金を完済しなければならなかったので、山西范氏の一族は衰微の途を辿り始めたものと思われる。

范毓鬻の後、官商として知られるのは、彼の第二子の清注である。辦銅の官商になる前は、前掲『清高宗実録』乾隆六年の史料に「參商范清柱」と記されているように、東北人参の採買に従事した。また、乾隆十三年十二月、当時内閣中書であった范清注は四川への軍米の輸送を担当していた。⁽⁴⁵⁾乾隆十四年から辦銅の官商を継いだ後、各省鼓鑄用の洋銅を採買したほか、他の事業も継続していたことは注目される。即ち、乾隆二十一年イギリス東インド会社の商人洪任が寧波に到った時、当時の戸部郎中である清注は、家人を遣して同人と玻璃（ガラス）の取り引きをした。⁽⁴⁷⁾なお、乾隆二十二年に河東塩の收穫が不良であったので、蒙古塩の採買を引き受けたことがあった。⁽⁴⁶⁾銅商であると同時に、塩商・米商などをも兼ねるというように、その経営形態はかなり多角的であった。内務府官商の范氏は自分の親族的或は同郷的関係によつて、周辺に集まる子弟に資金を貸与し、各地に配置して商業に従事させたことが推測される。

清注の経営状況を示すのは、乾隆十七年の内務府の上奏である。⁽⁴⁹⁾彼は銅務を接辦する当時、国家に負った債務がかなりあり、洋船を仕出すことまでも困難になったのである。同奏摺に范氏の財産を没収して借金を返済させる議があったが、乾隆帝は、彼の後を継ぐ人がいないという理由でそれを拒否し、更に内庫より三十万両の資金を前貸して官商の位を続けさせ、十年を期として元利を返済させた。ところが、乾隆二十七年に范清注が没し、⁽⁵⁰⁾相当の積欠が残されていたため、その兄の清洪を接辦させたのである。⁽⁵¹⁾

嘉慶『介休県志』巻九、人物に清洪の略伝があり、それによると、乾隆十年に明通榜に合格し、後に六年間浙江省寧紹台道になったとある。その時期について、乾隆十九年に張家口商人范天錫（清洪）等が蒙古への軍糧の輸送を担当した記録が見え、⁽⁵²⁾また、同二十二年に道員范清洪に新疆へ軍需を採辦させた記事が見えるから、乾隆二十年か二十一年から二十六年の間にその職にあつたと考えられる。官職をやめてから、辦銅の官商を継いだと思われる。父の毓鬻・弟の清注と同様に河東塩の販運に従事していたことは、すでに乾隆四年の史料に見えており、河東塩の三分の一ほどを販運した大商人であつた。⁽⁵⁴⁾ところが、乾隆二十一・二十二年に河東の塩池は水害に遭つて、大きな損失を蒙つたため、資本が欠乏し、且つ引地が多く、塩課が重かつたので、河東塩の引地をすべて手放そうとしていた。⁽⁵⁵⁾その後、『乾隆檔』二十一輯、乾隆二十九年六月一日、河東塩政李質穎の奏摺に、

竊照商人范天錫、即范清洪、在内務府具呈、将河東引地八处全行告退、所有塩業值銀三十万両、官為變棄。先於内庫借銀

三十万両、以作長蘆運本。俟河東塩業變価、抵還所借。

とあり、河東塩の産業を官のために銀三十万両に換えて、これを抵当に入れて同額の銀を前借し、長蘆塩の販運の資本に充当した。また、范清洪が河東塩の引地を手放したのと同時に、その従兄弟の范清濟も一緒に退出したことが、同書、乾隆二十九年四月一日、李質穎の奏摺からわかる。このことよって、范氏一族が河東塩の販運を独占して共同経営していたと推察される。乾隆二十年代、水害で河東塩業が不況になった時、河東の薄利の引地を手放して、改めて内務府から資金を前借して、利益のある長蘆塩の販運に従事したと思われる。

范清洪が辦銅の官商であったのは僅か二年の間であったようである。その後、従兄弟の范清濟が官商を継いだ。『清高宗実録』卷七三七、乾隆三十年五月庚子の条に、

戸部議准、直隸總督方觀承疏稱、候選員外郎范清濟接辦銅餉、自三十年為始、毎年辦解保定銅二十五万觔。

とあり、乾隆三十年より直隸鼓鑄用の洋銅二十五万斤を保定に解送したのである。ところが、官商は史料に現われるとおり、一家に限られている。その名義者は一人であったが、実際には複数の家族が経営に当たったと思われる。乾隆三十年から官商は范清濟であったが、日本側の史料には「范天錫」の名が屢々見られる。『明安調方記』の「唐船宿町順」の冒頭に、荷主の名と思われる「范天錫・楊裕和」とある。范天錫は前述の范清洪のことで、楊裕和は後述の額商の總商である。同書には、明和元（乾隆二十九・一七六四）年から天明七（乾隆五十二・一七八七）年まで長崎に入港した唐船の宿町を記すほか、入港年月日・番立名・船主名・所属（官商・民商）なども記録されている。その中では、渡航唐船の所属を明らかに「范」氏と「十二」家とに区別して記している。乾隆二十年より官商と額商の商額が定められた後、長崎に渡航した唐船はほとんど官商と十二家額商に独占された。乾隆三十年から官商は替わったが、家号は替わっていなかったため、同書には依然として「范」と記している。ところが、安永三（乾隆三十九）年の五番船から「天」という表記が見え始め、同年に入港した十三隻の唐船のうち、所属が判明したのは九隻であり、その内訳は、「天」の五隻と「十二」の四隻であった。「范」氏所属の船は一隻も見えない。翌四（乾隆四十）年にも「天」字号船が見え、ほかに安永九（乾隆四十五）年・天明元（乾隆四十六）年にも同じである。前掲四年間に入港した「天」字号船主の歴年渡航記録を表にすると、表6のごとくである。

表6に明らかなとおり、「天」字号船渡航の年に「范」氏船が見えなくなった理由は、その「天」字号船の船主がすべてと

表6 “天”字号船主日本渡航表(乾隆29~47年)

中国 年号	日本 年号	西曆	干支	蔣培之	楊曜祥 (楊曜文)	汪繩武	方西園	崔華年	黃維翰	馮声遠	周緯屏	張玉符	王德中	姜又端	王東山	備 考
乾隆29	明和元	1764	甲申			申5番(范)										船数14(范)7(占)7
30	2	65	乙酉													12(范)5(占)7
31	3	66	丙戌													12(范)5(占)7
32	4	67	丁亥			亥3番(范)										13(范)8(占)5
33	5	68	戊子	子3番(范)					子5番(范)							9(范)4(占)5
34	6	69	己丑	丑13番(范)												13(范)6(占)6(広)1
35	7	70	庚寅								寅13番(范)					13(范)4(占)7(安)1 (夏)1
36	8	71	辛卯	卯7番(范)	卯3番(范)				卯 ⁴ 番(范) 12							13(范)10(占)3
37	安永元	72	壬辰						辰13番(范)	辰10番(范)						13(范)6(占)7
38	2	73	癸巳		(巳2番(范))											13(范)6(占)7
*	39	3	74	甲午	午5番(天)	脇船頭 午5番(天)	午6番(天)	脇船頭 午6番(天)	午8番(天)	午11番(天)	午12番(天)					13(范)5(占)4(不 明)4
*	40	4	75	乙未			未11番(?)					未5番(天)				13(天)1(占)4(不 明)8
	41	5	76	丙申		(申4番(?))										13(范)2(占)2(不 明)9
	42	6	77	丁酉						酉13番(范)						13(范)3(占)2(不 明)8
	43	7	78	戊戌				戌6番(?)							戌2番(范)	13(范)3(占)5(不 明)5
	44	8	79	己亥												13 (不明)13
*	45	9	80	庚子			脇船頭 子番外(占)	子11番(天)				子12番(天)	子13番(天)			14(天)3(占)3(不 明)8
*	46	天明元	81	辛丑										丑3番(天)	丑7番(天)	13(天)2(占)5(不 明)6
	47	2	82	壬寅												13 (不明)13

(『明安調方記』所収「唐船宿町順」により作成)

註：〈 〉内は所屬である。

いっていいほど「范」氏船の船主であったからである。そうすると、「范」と「天」とは何らかの関連があったのか。私見によれば、この「天」と記されている船の荷主は、当時の官商范清濟ではなく、范天錫（清洪）であった。乾隆三十年より官商は范清濟であったが、清洪はすでに前年より官商をやめ、長蘆塩の販運に従事していた。では、なぜ范清洪が再び洋銅の採買を行なったのか。官銅の採買には利益があったとは思われない。恐らく范清濟が経営の難波にもかかわらず、各省の鼓鑄に關係して官銅の調達を続けなければならなかったので、一族の范清洪を代理人として共に採辦させたのであろう。中国側の史料には、乾隆三十年以後、范清洪が洋銅を採買した記事は見えないけれども、乾隆三十五年官商范清濟が浙江省に納入すべき銅五万斤は未納のままで、更に同三十五・三十六年に陝西・江蘇・江西等の省にも洋銅納入不足の記録が見えている。また、長崎崇福寺所蔵の文書に、明和五（乾隆三十三年）年十二月付、長崎訳司より范天錫・楊裕和宛での「請唐僧申渡」書付が見え、乾隆三十三年に范氏の荷主は范天錫であったようである。なお、安永四（乾隆四十年）年四月広東に漂着した日本人達が、同八月に浙江省の乍浦に護送され、そこで日本商范氏十二家両荷主范天錫・王履階の撫育介抱を受けたという記録が見え、前掲「天」字号船の渡航年次に合っている。更に、『明安調方記』の「端物尺幅并印附」の項に「天錫字号定織」・「天錫号」・「丑夕天錫局」など唐船によって輸入された織物の製造元、或は輸入元の家号であったと思われる印記が多く記されており、「天錫号」とは范天錫の家号を指すものと思われる。特に「丑夕天錫局」という記事が注目され、ここでは「丑年より范天錫所屬の間屋から輸入した」を意味するものと思われるが、「丑年」とは何年を指しているのであらう。明和元年から天明二年の間に、該当する年は明和六（乾隆三十四）己丑年と天明元（乾隆四十六）辛丑年の二年であった。明和六年に「天」字号船の渡航記録は見えなかったから、天明元年のことであったと思われる。以上の記事によって、「天」と記されている船の荷主は范天錫（清洪）であったことは明らかである。従来、この范天錫は范清濟の商名で、乾隆三十年から四十七年まで辦銅貿易に従事していた官商とされているが、⁽⁶⁵⁾実際には複数の荷主があつて、范清濟と共同に従事していたと思われる。

乾隆四十八年に官商范氏が倒産して、長蘆の塩商王世栄に洋銅を採辦させた時に降された乾隆帝の上諭の一節に、⁽⁶⁶⁾

朕思范清濟承辦長蘆塩務、並採辦洋銅、原令其彼此通融、以塩務余息接濟銅觔、互為調劑。若專辦銅觔、不辦塩務、是辦塩之商人得霑余潤、而辦銅者更形竭蹶、未免苦樂不均、殊非酌盈劑虛之道。

とあり、塩務を承辦しながら洋銅を採辦させるのは、塩務の利潤を以つて洋銅採買の欠損を補わせることができるからであつ

た。辦銅の官商がほとんど塩商から選ばれたのは、このためであった。ところが、范清済が塩務をうまく経営できなかつたので、その利益は僅かであつて、洋銅の採買に支障を生じたのである。前引乾隆帝の上諭に、また、

因范清済不善經理塩務、獲息無多、選派能事委商十人、並先行墊借銀三十万兩、代辦塩務、此事在商人等自所樂從。設選派商人專為范清済代辦銅務、即一体借給銀三十万兩、亦未必有人肯為接辦。

とあり、商人に三十万兩の資金を前貸して、范清済の塩務を接辦させるなら、皆楽しんで引き受けるが、同じ三十万兩の資金で洋銅を採買させるなら、引き受ける商人がいるとは限らなかつたのである。洋銅採買の困難がこの上諭に明らかに記され、そこで、同族の范清洪を代理させたとと思われる。

次に、范氏が洋銅の採買に支障を来した原因を後掲の内務府檔案⁽⁶⁷⁾で考えてみよう。まず、乾隆二十年七月、范清注の上奏の一節に、

惟是倭人狡詐、居奇勒掇、貨到彼国毫無利息。加以注〔范清注〕所辦銅斤、水陸路程合算、每百斤只抵銷銀十三兩五錢、較之江・浙等省收買洋銅、每百斤減值四兩、以致採辦愈艱。其所缺銀兩、俱以高利借貸、愈累愈深。〔内務府來文〕乾隆三十一年六月)

とあり、日本側の厳しい貿易制限と清政府の官銅收買価の低下によって、辦銅の利益を失い、不足の資金を調達するため、高利の金を借りて業務を続けていたのである。次に范清済の奏摺に、

伏查清済應採銅洋船七隻、共需資本銀二十餘万兩、且兼洋面風汛無常、不能定期回棹、而內地辦發必得按時揚帆、是以前船未到、後船又得另備資本。加以自備水陸運脚解交各省、資本尤屬浩大。此項資本全賴引塩、引地近年成本倍於往昔、除塩糶・繩席・引課・運脚外、所余利息無多。辦銅恐誤辦塩、辦塩又恐誤辦銅。〔内務府來文〕乾隆四十六年四月)

とあるように、海洋の風汛が予測できないので、辦銅船は期限どおりに帰航できず、また自費で洋銅を各省に解送する義務があり、しかも、財源を支える塩の引地が不況であつたため、利益は僅かであつた。更に翌年の上奏に、

職運乖蹇、所發洋船抵達東洋、忽遭颶風打回、拋棄貨物無算。更有范成大一船人貨全傾、虧折成本六万兩、報明江・浙兩省有案。又去夏海潮漲湧、沖沒坵塩三万余包、折本銀三万兩、以致今年不能周轉、告運艱難、目下各引地均有斷塩之慮。〔内務府奏銷檔〕乾隆四十七年七月)

とあり、海難が相次いで発生し、さらには、塩の販運においても思いがけぬ災害に遭ったので、経営が維持できない状況になったのである。

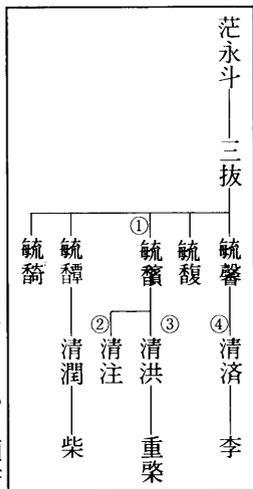
以上の三つの上奏は、辦銅成績不良の言わけである可能性があるが、貿易に従事する商人が、意外な損害に遭うことは、実際よくあることであり、ある程度事実を述べたものであらうと思われる。これらの原因のほかに、国家からの搾取も見逃してはならない。即ち、内務府商人は貿易上の特権を享有する一方で、国家に対する捐輸、官僚に対する餽送などを怠るわけにもいかなかった。加えて、帑利銀・節省銀などを上納すべき銀両があり、商人にとつては巨大な負担になったのである。

乾隆四十六年六月の「総管内務府奏銷檔」に、范氏一族が倒産する直前の財産リストが残されている。それによると、この一族は、直隸・河南の二十州・県に塩店、北京・張家口などの地に商店十余軒、天津・滄州に塩の倉庫、蘇州に銅務を管理する船局（洋船六隻を含む）、各地にある家屋約千軒、張家口に土地一万余畝を所有していた。なお、范氏の本籍の山西介休県にある財産をまだ計算に入れていなかった。これだけでも一般の商人とは比べものにならないほどであり、全盛期の財産となれば、その何倍もあつたと思われる。

嘉慶「介休県志」に范氏一族の記事が多く見られ、まず洋銅の採買として知られる人の略譜を掲げると、次図の如くである。なお、注目されるのは、范氏一族がほとんど官職を持っていたことである。系図に出ている人を例として、その主な官職を見ると、

- 范毓馨 県丞
- 范毓復 州同
- * 范毓齋 太僕寺正卿
- 范毓醇 布政司参政
- 范毓翁 直隸正定総兵
- * 范清濟 候選員外郎
- * 范清洪 浙江寧紹台道・戸部郎中
- * 范清注 太僕寺少卿・戸部郎中

辦銅官商范氏系図



註・番号は官商になった順番

范清潤 候選州同

范李 捐職郎中

范重榮 候選員外郎

とある。清代において、官吏それ自身は法的には直接商業に従事することを禁ぜられていたが、⁽⁷²⁾范氏一族の場合は、もとより商人であったため、塩・洋銅などの採買に従事させられていたのである。即ち、彼らが採買したのはすべて国家の必需品であり、国家の公金を前借して採買を行っていたのであるから、この点においては清朝前期の関差や各省の督撫による辦銅と同じ性質を有するものと言えよう。清代には康熙・乾隆期以来、捐納が大規模に行なわれ、これによって商人の獲得する実職も次第に高位のものとなり、⁽⁷³⁾また、それに伴って、国家から与えられた営業上の特権も増加していったと考えられる。

范清済が乾隆四十八年に百二・三十万両の積欠を生じて倒壊した後、その財産を抵当にしてもなお不足があったので、子の范李に完済させた。⁽⁷⁴⁾銅務と塩務については、『清高宗実録』卷一一七二、乾隆四十八年正月壬寅の条に、「今范清済既不能辦理塩務、另選他商代辦。而其每年蘇局所辦銅筋、仍著伊姪范柴照旧承辦。」と見え、塩務を塩商の仲間に代辦させ、利益のない銅務を甥の范柴に代理させた。しかし、范柴が実際に洋銅の採買を行なったかどうかについては明らかではない。要するに、国家との関係をいかに緊密にしたとしても、虧空を生じれば、親族まで厳しい債務の返済を要求されたのである。

(2) 王氏

范氏の後に官商になったのは、長蘆塩商の王世榮であった。『清高宗実録』卷一一八六、乾隆四十八年八月丁卯の条に、

摠閱鶚元奏、蘇州官商承辦洋銅、除每年額解六省官銅五十一万余筋外、其多余之銅俱一律交官、俟年清年款之後、仍准該商交完余銅等語。此項銅筋、前因范清済辦理不善、庄欠甚多、是以余銅不准自行變賣。今新商王世榮代為接辦、(中略)嗣後除每年額運正項銅筋交清、並酌量分年帶交積欠若干外、其余銅筋、即准其照旧變賣、以紓商力。

とあり、范清済は乾隆四十八年に倒産し、採辦した洋銅に多大な積欠が生じ、それを王世榮に代辦させることになった。毎年定額の銅を官府に納めるほか、范清済の積欠も少しずつ返済し、それ以上に若し余分があった場合には、それを自由販売することが認められた。この王世榮の出身ははっきりしていなかったが、同書卷一一九五、乾隆四十八年十二月癸酉の条に、父の

王鳳起が乾隆四十三年に戸部より綢・布・絨・麻などを領買した代金の未返還金が十三万余両あり、水難に遭って、遂に返還不能の状況になったので、子の王世榮が自分所有の塩引地を抵当にして返還したとある。このことから、王世榮の父も長蘆の塩商であったと推測される。その後、河南省では日照りが続き、塩を販運することができず、内務府に上納すべき塩課と利息銀が返還困難になって、遂に商力疲弊して銅の採買にも支障を来すこととなった。⁽⁷⁶⁾嘉慶「長蘆塩法志」卷十二、賦課下に、

商人王世榮因独肩銅務、資本不敷。拋呈、準令自五十一年為始、免交二錢銀兩、原以貼補銅費之用。今銅務業於上年（五十二年）奏交錢鳴萃辦理、則五十三年以後、王世榮除官引準其免交外、其自置引地、仍令按引交納、以昭画一。

とあり、王世榮は一人で洋銅採買の業務を担当し、且つ范氏による積欠の返済義務をも負わされていたために、資金不足となり、政府が一引につき二錢の塩課を乾隆五十一年から免除して、貿易に励ませたにもかかわらず、遂に維持できなくなり、乾隆五十二年に至って辦銅官商から後退し、専ら塩務に従事することとなった。

日本側の史料では、官商王世榮の名が見えないが、王恩輪・王恩綸という名が見えている。⁽⁷⁶⁾「輪」は「綸」の誤りらしく、二者は同一人物であるが、中国側の史料とは合致しない。王世榮と王恩綸の関係については、二人は同族であり、恩綸が蘇州あたりで王世榮の官銅貿易を管理していたものかもしれず、また、或は同一人物であり、恩綸が世榮の別名であったのかも少しれない。

なお、王世榮は乾隆三十八年、捐職郎中であつた。⁽⁷⁸⁾前述の范氏一族と同じく、官職の獲得が彼らにとっては如何に有利かが想像できるのであろう。

(3) 錢氏

錢鳴萃が乾隆五十三（天明八・一七八八）年に王氏を継いで辦銅官商になった。彼はもと額商で、乾隆十六年にその辦銅の貿易船が福建に漂着した記録が見えている。⁽⁷⁹⁾その後、「清高宗実録」卷九〇二、乾隆三十七年二月癸酉の条に、彼は後述の額商楊裕和の子楊宏孚等の洋銅隱匿事件を訴えた、もと山東平度州の知州であつたと見え、道光「平度州志」卷四、国朝文武官職官表によれば、彼の出身は浙江省帰安県で、乾隆三十二年から三十四年まで平度州知州であつたとある。特に彼が監生の経歴をもつことは注目されるが、彼は早くから額商として活躍していたから、かなりの財産があり、捐納によって官職を獲得し

たものであろう。日本側の史料には、天明八（乾隆五十三年）年に新商錢恩榮が王氏を継いだことが見え、また、寛政七（乾隆六十一年）年に「財東錢恩榮」が漂流の日本人を加意撫養したことも見えるから、錢恩榮は恐らく錢鳴萃のことであろう。

彼の後に官商を継いだのは、その子の錢繼善であった。「清俗紀聞」卷十、羈旅行李に収載される乾隆六十年十月付の「浙海関商照」に「接辦官商錢鳴萃之子錢繼善採辦銅筋」とあるから、錢繼善が乾隆六十年冬帮より長崎貿易に従事したと思われる。

錢氏がいつまで官商として続いていたのかは、史料には明記されていない。『会典』卷二一八、戸部錢法、嘉慶二（寛政九・一七九七）年の条に、

長蘆官商承辦直隸・江蘇・浙江・江西・湖北・陝西六省洋銅、予發帑銀、赴洋採辦。（中略）今長蘆乏商、必令江蘇、遼商接辦。

とあり、嘉慶二年には長蘆塩商の辦銅官商が資金欠乏のために、官商を辞退したので、江蘇において官商を選出したと言う。この記録によれば、錢繼善がやめさせられたのは嘉慶元年であったと思われる。また、辦銅官商の錢氏も長蘆塩商の仲間に入っていたとも推測される。乾隆末年、錢価の下落が甚しく、長蘆では巡塩御史の徵瑞が、塩を銀両で売ることを奏請したほどであった。しかも降雨が続き、塩商の欠課が累積して、有力者といえどもつまずかざるをえない状況になっていた。こうした背景のもと、従来辦銅の業務を担っていた長蘆の塩商が窮乏に陥り、嘉慶年間から江浙商人によって洋銅の採買が続けられたのであろうと思われる。

(4) 王氏

錢氏の後を継いで辦銅官商になったのは、もと額商の王履階であった。彼は既に宝曆十三（乾隆二十八年）年、十二家の船主として知られ、中国船により唐銀を日本にもたらした最初の商人であった。また、彼は安永五（乾隆四十一年）年に日本人の漂流民を撫育した十二家の荷主であり、天明三（乾隆四十八）年まで十二家の総商をやりつづけていたようである。この王履階は浙江杭州府仁和县の出身であり、前述した官商王世榮との間に血縁関係はなかったと思われる。従来、この王履階は両淮塩商王履泰の同族と考えてきたが、史料上では確かめられないので、この問題は保留して後考にゆだねる。

さて、王履階が嘉慶二年官商に選ばれ、洋銅の採買に従事したことは、『大清律例會通新纂』卷十、戸律、倉庫上、錢法の条に、

錢局応需採辦洋銅、選得江蘇民局銅商王履階爲綵商、王文鰲〔鰲〕・孫邦杰爲附商、仍照官商例、預給銅本、令其採辦回局。(中略)該商如有欠額違限等事、革退另選。嘉慶二年三月准咨。

とあることからわかるが、ところで、『長崎会所五冊物』二、唐方商売外唐銀持渡の条には「天明三(乾隆四十八)卯年王履階及老衰、商業難營趣二而、船主沈雲臆〔臆〕跡請奉願。」と見え、乾隆四十八年に老衰のために、日本渡航を止めている。

十四年後の嘉慶二年に更に官商に選ばれたのは、長期間日本貿易に従事した彼の経験を借りるためか、或は彼が二十年間大量の唐銀を欠額なく日本にもたらしたことで築いた日本側との親密な関係を利用するためか、或は彼がかなりの資本を持っていたためであったと思われる。

附商の孫邦杰については明らかではないが、同じく附商の王文鰲は王履階と同様に浙江杭州府仁和县の人であることが明らかであり、おそらく王履階の一族かと考えられる。

王履階の後、官商になったのは、その弟の王日桂で、彼が官商を継いだ年代は明らかではないが、その引退した年は嘉慶十年(文化四・一八〇七)年であった。嘉慶七年の「内務府奏底」に、

拋官商王日桂等稱、東洋歷年積欠前商范清濟名下交銀三万四千三百七十兩。前商王世榮・錢鳴萃接辦後、緣倭人年久積欠、未經追出。今商等承充以來、飭令行商到洋設法催討、外洋積習、事推隔手、諉卸日循。(中略)商等承認自嘉慶七年爲始、分作八年、每年在於應發帑本內劃扣完款。

とあり、前官商范清濟の時期に、日本側による買掛金三万四千余兩の滞納があつたが、年久しくして、ついには請求不能の状態となつたので、これを接辦した官商王日桂が日本に代つて嘉慶七年より辦銅の前借金を若干差し引いて、逐年、政府に返済したという。この奏摺によつて、すでに嘉慶七年以前に王日桂が官商を継いでいたことがわかる。一方、『統長崎実録大成』卷五、清水寺の条に「享和三(嘉慶八、一八〇三)亥年在唐王氏荷主王桐峯」と見え、また、県立長崎図書館所蔵の「清人書状」に、王桐峯の書状が三通あり、その嘉慶九年十一月朔日付、唐通事京兵(陳可績)宛ての書状の一節に、

桐自先叔去逝後、接理錢局事務。以來獨立支持、時深兢惕。

とあり、叔父（王履階ではないかと推測される）がなくなった後、銅務を管理したという。更に、同王氏の船主夏雨村より陳可績宛ての書状（年月不明）には、

敝東王桐兄自接辦商、綏後、十余年来遭累異常、久在洞鑿中。

とあるから、王履階の後に官商になったのは甥の王桐峯であったことになる。しかし文化四（嘉慶十二）年二月、下総国に漂着した王氏船主王永安の上書に「辦銅官商王日桂」とも見えるから、恐らくは王日桂はただ名義上の官商であり、前述の范氏の場合と同様に、一族によって銅務を経営し、その中で直接、銅局業務を管理していたのが王桐峯と王文鑿であったと思われる。

王桐峯については、彼がかつて十二家の船主として安永七（乾隆四十三）年と天明元（乾隆四十六）年に二度日本に渡航した記録が見えている。特に、彼は天明元年に王履階（当時の十二家総商）名義の信牌を持参して長崎に渡航した点から考えると、王桐峯の叔父が王履階であったことは間違いないと思われる。彼が辦銅の業務を接辦してから、日本に渡航した記録は、管見の限りに見えない。「長崎志統編」巻八、文化四（嘉慶十二）年の条に「日本渡海唐商荷主、是迄王氏十二家ト相立ノ処、王氏荷主王永慶、官銅調達の年限当年限り」とあり、官商王氏交代の年が中国側の記録と一致し、しかも、王履階・王桐峯の名がすでに日本側の記録に見え、別名を使う可能性はないから、王永慶は恐らく王日桂の別名であろう。

(5) 程氏

王氏の後を襲ったのは程洪然であった。「長崎志統編」巻八、文化四年の条に「程天和ト申者、当年程洪然ト改名シ、当冬ヨリ、新商程氏二代り」とあるように、嘉慶十二年の冬から発船したという。彼は初め程天和と名乗っていたが、官商になると改名した。即ち程洪然は彼の商名であった。「長崎紀聞」坤に、文化四丁卯年冬より同五戊辰年秋まで長崎に入港した九隻の唐船の船主の名が見え、次の如くである。

卯八番船公局 船主 陸秋九 沈秋九 実霞

同九番船王局 同 夏雨蘭 雨蘭 村谷

同拾番船	鄭局	同	劉培
同辰壹番	同	同	沈竹
同二番船	同	同	張星
同三番船	同	同	米秋
同四番船	同	同	程赤
同五番船	同	同	揚覆
同六番船	同	同	孫吳

右は文化四年冬より同五年秋迄長崎へ入津したる唐船の船頭荷主の名なり、(公局とは十二家額商のこと)

右に見えるように、官商交代のため、王氏船主による日本渡航は、卯九番船の王蘭谷を最後として終わる。この王蘭谷は前述した王氏荷主王桐峯の叔父で、王履階・王日桂の兄弟か従兄弟であろう。

ここで、卯拾番船と辰一番船の下に「鄭局」という記載があるが、前掲『長崎志統編』の記事と照合すれば、「程局」の誤ではないかと推測される。なお、辰六番船もと王氏船主の孫景雲は、王氏交代の後、十二家額商の船主(或は荷主か)として長崎に渡航している。中国人企業が、より信頼し得る出海要員を確保するため、その主な成員は家族または親友によって構成され、一旦経営者が交代すれば、その内部の人事にも変動が起ったと思われる。

程洪然のことについては、林則徐の「会奏官銅商辦洋銅請復旧章摺」に、
 嘉慶十三年、程洪然投充官商、自願減価、每百斤只請價銀十二兩、並願先繳銅斤、後領裕項。其意只圖邀准、未計虧損、自此更改旧章。不久即因力乏告退。

とあり、従来(嘉慶二年以来)洋銅収買の官価は百斤につき十三兩五錢九分三厘の定例であったが(表3参照)、彼はそれ十二兩で収買し、且つ銅価は後払いにするという官府側に有利な条件で辦銅を申出ている。その目的はただ官府の許可を得ることのみで、欠損のことは全く考えてはいない。恐らく官商の特権を利用し、ほかの兼営事業或は銅以外の商品の利益によつ

て銅の欠損を補おうと考えたのであろうが、うまく行かなかつたので、僅か数年で官商から退いている。これによって、従来の洋銅採買に関する資金の前貸しの定例は変更され、その後の官商の欠損の原因をつくることとなつたのである。

(6) 汪氏

程洪然に代わつて官商になつたのは、汪永増であつた。前掲林則徐の奏摺に「後商汪永増接辦、僅只四年、亦即乏退。」とあり、その任期は明記されていない。日本側の記録には、文化九（嘉慶十七）年より同十三（嘉慶二十一）年まで、汪氏番外船・汪氏別船・汪氏十二家などの記事が屢々見られ、また後任の王宇安が嘉慶二十二年に官商になつたから、逆算して、汪永増は嘉慶十七年から二十一年までその位に居たことが推測され、林則徐の奏摺と一年のずれがある。

汪氏に関する史料として『歴代宝案』に嘉慶二十年十二月、琉球に漂着した汪氏所屬の長崎貿易船の記録が残されている。それによると、船頭の汪小園は江南休寧県の人で、従兄弟の官商汪永増に代わつて、船主として日本へ洋銅を採買しに行つたとある。要するに、官商汪氏がいわゆる「新安商人」であつたことは確かである。民国『歙県志』卷一、輿地志に、

在昔塩業尤興盛焉。兩淮八綏商邑人恒占其四、各姓代興。（中略）彼時塩業集中淮揚、全国金融幾可操縱、致富較易、故多以此起家。

とあり、清代の兩淮塩業はほとんど新安商人に独占されていたから、官商汪氏一族は辦銅商人でありながら、兩淮の塩商でもあつたと推測できるであらう。

(7) 王氏

官商汪氏が資金不足で退いた後、汪氏を継ぐ希望者はいなかったので、清朝は、額銅を確保するため、嘉慶二十二年に前述の王日桂の子の王宇安に対して、辦銅官商になることを強制した。即ち「王氏十二家」が三度出現したのである。王宇安は前述の王氏荷主王桐峯・船主王永安の兄弟か従兄弟に当たり、彼は嘉慶十三年以来程洪然の「減価後幣」（資金の後払いと収買価の値下げ）の定例が損失を招くのみで、しかも、辦銅船の海難が相次いで発生したため、官商を継続することができないと屢々引退を願ひ出たが、兩淮の富商に彼を継ぐ者が全くなく、引退を許されず、道光十九（天保十、一八三九）年まで二十三

年間、そのまま留任させられている。^(四)

(8) 汪氏

王宇安に代わって官商になったのは、再び「汪氏」の汪炳符であった。「長崎志統編」巻八、天保十(道光十九)己亥年の条に「汪炳符ト云者跡調達者トナリ、当冬船ヨリ、新商汪氏の仕出ニ相成ノ旨、翌子正月亥六番船入津ノ上、訴之」とある。この汪炳符に関する記録は見えないが、恐らく前述の汪永増の一族であつたらう。

(9) 王氏

汪氏の後に官商になったのは、再び「王氏」の王元珍であった。松浦章氏の指摘された^(五)「阿芙蓉集聞」巻三、交兵第三、壬寅(道光二十二年)十一月清商口単によれば、

具呈、王局総商王元珍為祈転啓、以邀補救事。竊商局与貴国貿易二百余年、仰荷仁慈、俯恤商困。商自前歲冬帮、勉承祖父遺業、身膺特簡、竭盡駑駘、方期發販源々、通商悠久。

とあり、道光二十一年の冬から官商に選ばれている。文中の「祖父」とは前述の王履階・王日桂・王桐峯・王宇安のいずれかを指すものであり、即ち王氏の一族が三代にわたって辦銅の官商を歴任したことになる。しかし、これは王氏の一族が政府との特別な関係で厚遇されたというものではなく、国家が銅材を確保するため、辦銅に熟練し、且つ財力のある商人に対する統制を強化した結果と考えるべきものであろう。この王元珍については、浅野梅堂の『漱芳閣書画記』所載「清王元珍墨梅幅」^(六)の注記に「元珍監銅廠、輸運于長崎。嘗書崎陽聖廟碑、墨梅甚有韵趣。」とあり、若干の記載がある。その字は子真、梅菴と号し、官商でありながら書・画にも巧みであつた、^(七)という。彼がいつまで官商であつたかは明らかではないが、万延元(咸豊十、一八六〇)年五月二十五日付の「十二家在留船主程稼堂願書」^(八)で、太平天国軍の蘇州進出について、次のように申告している。

王氏十二家荷主始、府方一統仲ケ間之家族共、何れも瓦解萍散して行方不相分。

王氏・十二家荷主及びその家族も行方不明の状態であつた。この王氏荷主は王元珍であつた可能性が強い。また、長崎入港

最後の唐船は、文久元（咸豊十一年、一八六一）年の申一番・二番イギリス籍船を除いて、安政六（咸豊九年、一八五九）年の未二番王氏船と三番の十二家船であった。^(註)前掲程稼堂願書の提出する前の年であったから、兵乱のため、ついに発船不能の状況になったと思われる。

以上は乾隆年間から咸豊末年までの百十余年にわたって、清朝辦銅貿易を支えた政府指定の官商の実体及びその特質を検討したものである。次に官商とともに長崎貿易を独占した民商について検討をしてみたい。

2 十二家額商

額商とは額定の商人、即ち一定の員数に限られた官許の民間商人のことである。乾隆三年に額商が成立した時点での額数は明らかにはしないが、前述したように、乾隆二十年以後、額商は十二家を定数とした。若し十二家以上を越えてもすべて十二家の名を持って行い、また、官商船の増大に伴って、額商船が十二以下に減少した後も、なお「十二家額商」と称されている。要するに、十二家額商とは実際に定められた十二家の商人ではなく、ただの呼称であった。広東十三行の場合、十三行は一つの総称であって、決してこれに属する商人が十三であったことを意味せず、最も少ない時には四軒、最も多い時には二十余軒に達していたようである。^(註)彼らは民間商人であったから、史料でその略歴を知ることが極めて難しい。また、彼らは自ら船主として日本に渡航した例があったから、荷主（額商）であったか、或は荷主に雇われた船頭であったかということを判明するのも難しい。次に、史料に見える額商と思われる商人の名前を年代順に表示すると、表7の如くである。

表7によってわかるように、清朝側では、乾隆三年頃自己の資本を以て日本の洋銅を採買することが許されてから乾隆二十一年に額商の人数を定めるまでの間は、出帆地を限定せず、資本さえあれば、出洋貿易するを許しており、商人に対する統制はまだ完全には確立されていなかったようである。ところが、前章において述べたとおり、乾隆二十年から商額を定めたほか、布政司等の印照を発行して、海関での検査に備えさせた。また、福建・広東商人（福建・広東より出航の場合）の洋銅採買を明確に禁止し、日本貿易船の出帆地を江・浙に限定したのである。さらに、これらの商人の中から総商（商総ともいう）一員を選び、取引きを監督する責任を負わせた。史料上では、総商の設立を明記していないが、乾隆二十年以後の史料には、額商の代表者と思われる商人の名が屢々現われる。「通考」卷十七、乾隆二十年の条に、

表7 辦銅額商一覽表

年 代	人 名		事 項	典 拠
	總 商	名		
乾隆5年 8年 15・16年 16・19年 17年 17年以前 19年		徐惟華 游仲謀 錢鳴萃 信公興 吳秀若 高日新・陳明伝 張天順	蘇州府吳縣商人、琉球漂着。 同右。 浙江甯安縣商人、後、官商。 泉州府の人、寧波府鄞縣居住、南海貿易商。 福建龍溪縣商人、乍浦より出船。 福建漂着。 廈門在住	「歷代宝案」二集、卷二五・二六。 同書、卷二七。「高宗実録」卷二二九。 「乾隆權」二輯、六八八頁。 「通航一覽」卷二二七、二二八・二二五。「長崎実録大成」卷十二。「長崎古今集覽」卷十二。 「乾隆權」五輯、六八六頁。 同書二輯、六八八頁。 「長崎実録大成」卷十二。
20・34年 21年 22年 26・28年 27年 29年 31年	楊裕和	高山輝 錢泰来 夏履端(耕心) 王履階 顧振生 王兆揚 許咸春 王玉順	ほか十一人 浙江甯安縣商人、福建漂着。 江蘇商人、福建漂着。 浙江仁和人。後、官商。 上海商人 浙江商人、福建漂着。	「乾隆權」三輯、五四頁。「通考」卷十七・二九四・二九五。「蘇州府志」卷十九等。 同書、一六輯、二三八頁。 「長崎実録大成」卷十二。 「高宗実録」卷五三・五。 「長崎名勝図説」卷二上、清水寺条。「長崎会所五冊物」等。 「長崎実録大成」卷十二。 「乾隆權」二十輯、二九二頁。 同書、一三輯、五四頁。 「漂客紀事」。「販銀額配銅之數」。
34・36年 39・48年 45年	李豫来 王履階	沈雲瞻 高山輝・吳有光 俞会時・楊岳懷 吳鳴鸞	江蘇銅商 蘇州商人。 額商七人。	「高宗実録」卷八四九・八九五。光緒「蘇州府志」卷十九。 「校訂漂流奇談全集」二六四頁。「長崎会所五冊物」二。 「漂客紀事」。
54年	沈玄擔			「校訂漂流奇談全集」三三八頁。
嘉慶元年 60年 7年 不明	楊春水	宋敬亭 顔瑣溪 孟世燾 劉雲臺		「近藤正齋全集」一所収「安南紀略」卷一。 「清人書狀」。 「長崎志統編」卷八。 「清人書狀」。 同前。
嘉慶19・道光3年 嘉慶21年	楊鶴圃(忠高)	崇文松・徐陸源		「長崎志統編」卷九。「清嘉慶朝外交史料」六。「史料旬刊」八。 「通航一覽」卷二二。
道光5・26年	楊嗣亨		浙江平湖縣の人、蘇州府長洲縣在住。	「長崎志統編」卷九。「清道光朝外交史料」二。「歷代宝案」二集卷一七三。「弘化三年文書科事務簿」等。
道光26・咸豐10年	不明			

江蘇巡撫汪有恭奏言、旧商欠項尚有一十二万七千余両、年久無完。昔年各商初往東洋時、倭人設立倭照、毎張約費銀八・九千両不等、今新商楊裕和等即承頂其照、出洋獲利、情願代完旧欠、分年抵補。

とあり、新商楊裕和等が旧商の信牌を引継ぎ、乾隆二十年以前の商人の積欠を年払いで補うことになったとある。この楊裕和が中国側の史料に初出する額商の名前である。その後、宝曆九（乾隆二十四）年に中国商船によって送還された日本人漂流民の話に、

乍浦に着、船頭其所にて商人頭楊裕和取計にて、日々食物・薪・水等を相与。

とあって、楊裕和は日本人から「商人頭」と呼ばれており、これからすれば、彼は当時、額商の代表的人物であつたと思われる。彼がいつまでそれを続けていたのかは明らかではないが、光緒『蘇州府志』卷十九、田賦八、錢法、乾隆三十五年戸部覆江督高晋等奏に「奏乾隆三十四年十月内、（中略）扱洋商楊裕和等称、辦回之銅六分交官、四分留為民買、得有余息以補代完欠項之用。」と見えることから、彼は少なくとも乾隆三十四年頃までは活躍していたようである。彼が日本に渡航したという記録は見えないが、乾隆二十年から三十四年の間に日本に渡航した民商のうちに、王履階・夏履端・高山輝などの名がある（表7参照）。恐らくこれは楊裕和が総商であり、ほかの商人が「附商」であつたと考えるべきであろう。

安永九（乾隆四十五）年に安房に漂着した唐船元順号の船主沈敬瞻の筆談に、

今長崎互市舶共十三艘、其六称范氏、実官舶也。其七財東七人、各一船。開創惣商共十二家、故今猶名号十二家、其実七家也。七家為誰、曰沈雲瞻・王履階・高山輝・吳有光・俞会時・楊岳懷・吳鳴鸞也。沈則敬瞻同宗、王（履階）・高（山輝）二子、嘗往崎陽者也。

とあり、乾隆四十五年頃には「十二家額商」といつつも、その実、七家しかなかった。これらが一人一艘ずつの船を仕出して、日本に渡航したのである。ただ七家額商のうち、王履階と高山輝はかつて本人が船頭として自ら日本に渡航したことがあつた。この点が官商と大きく相違するところである。なお、嘉慶二年に官商に選ばれてから、後、王履階自らが日本に渡航したという記録は管見の限りにおいては見えない。

その後については、日本人漂流民送還の記録に「日本商の錢氏十二家兩荷主錢恩榮・沈玄瞻之撫育を加へ着置候」、「諭令兩局商総（錢恩榮・楊春水）、各発船隻護送回國」、「日本商汪氏十二家汪永増・楊鶴圃兩荷主ノ問屋二階造ノ所エ着置」、

「日本商王氏十二家商荷主王宇安・楊嗣亭〔亭〕ノ出店へ差置」⁽¹³⁾、「着仰王局総商王元珍・公局総商楊嗣亭加意安置、留心撫養」⁽¹⁴⁾など見え、官商と民商各一人の総商がいたようである。

表7によってわかるように民商の総商のポストは、乾隆末年以後、ほとんど楊氏一族によって独占され、官商范氏・錢氏・王氏・汪氏等と同様に家族的経営を行っていたようであるが、残念ながら中国側の史料でその略歴を知ることが困難である。日本側の史料、例えば「割符留帳」⁽¹⁵⁾・「販銀額配銅之數」⁽¹⁶⁾などには、中国貿易船の船主及び信牌名義人の名前が年次別に記されており、それによれば乾隆期以降、楊氏の船主（もしくは荷主）の名前が増加している。その中で、道光年間の楊啓堂（名は嗣元、浙江省平湖県の人）・楊西亭（名は嗣雄、平湖県乍浦の人）と当時の十二家総商楊嗣亭との間に親族関係があったと推察できる。以上の史料はいずれも断片的な記録にすぎず、彼らの実態が十分にわかるには至らない。また、彼らは字や号又は商名を多く用い、これが、人物の比定を更に困難にしている。前掲沈敬瞻の筆談に、

〔方〕濟字巨川、西園其別号也。蓋長崎名冊、皆以字及号行。〔沈〕敬瞻・〔顧〕寧遠亦其字也。沈別号靜庵、顧亦称松軒。

とあるように、一人少なくとも二つ以上の名号を有していたようであり、また、同様の例は広東十三行の行商にも見られる。即ち、彼らは商売上において自己の本名を用いない習慣があり、あるいは名を勝手に作り、その名によって世間に知られ、責任を負い、官府からも認められていたのである。⁽¹⁷⁾

次に総商について述べてみたい。この総商制は塩商団体から始まったようである。佐伯富氏の研究によると、清代の塩商には散商と総商とがあり、連商のうち資本の大きな者が選ばれて総商となり、散商に代って塩課やあらゆる公費を立替えて政府に納入し、後にこれを散商に割付けて徴収した。散商が塩引の販運に従事するには総商の保証が必要であった。つまり、総商と言われるものが全綱商の指揮統治の任に当たっていたのである。一方、外国貿易の面を見ると、『雍正檔』十一輯、雍正六年十一月三日、浙江巡撫李衛の奏摺に、

会同江南督撫諸臣設法、於各商之中、揀其身家最是殷實者數人、立為商總。凡內地往販〔日本〕之船、責任伊等保結、方許以関牌・県照置貨。驗放各船人貨、即著落商總不時稽察。如有夾帶違禁貨物、及到彼通同作弊者、令商總首報、於出入口岸処所密拿。倘商總徇隱、一体連坐究罪。庶幾事有責成、可杜前弊。

とあり、信牌制度の施行に伴い、中国商人は、日本側から信牌を入手するために国禁を犯して、人間を渡航させたり、物をもたらしたりしたので、雍正六（享保十三・一七二八）年に総商を置いて商人を管理させたのである。総商の職務は、渡航商人の不法な行為を取締るほか、官府に対しても責任を負った。その施行の効果は明らかではないが、洋銅採買の方法が屢々変更された点から考えると、所期の成果を収め得なかつたと思われる。特に、乾隆中期以降、経営状況が苦しくなるとともに、定額以外の銅及び貨物を購入するため、商人は屢々、国禁を無視して、賄賂によって大量な金銀を日本へ密輸したり、洋銅を密売したりした。官商と民商の荷主は嘉慶・道光期以降、破産者が多くなり、新商の補充は困難をきわめていたので、道光・咸豐期には、官商・民商の数は各一人になったと考えられる。光緒『蘇州府志』卷十九、田賦八、錢法、鼓鑄旧則に、

局設官商・民商各一人、採辦洋銅、每年共發銅船十隻。民商額繳蘇州省銅（中略）每百斤給價銀十五兩三錢、官商額繳蘇州省銅（中略）每百斤給價銀十二兩。（中略）其官商具領價值与民商較少、因從前官商情願報効、自請減價、是以与民商銅價不同。

とあり、官商・民商各一人で、毎年十隻の船を仕出した。また、銅の官府への納入価格は、民商の十五兩三錢と官商の十二兩であった。長崎渡航の中国商船が年に十隻となったのは寛政三（乾隆五十六）年以降のこと（表2参照）であり、官商の官府への納入銅価が十二兩になったのは、前述した官商程洪然の時、即ち嘉慶十二年以降のことであった。なお、嘉慶二十一年に崇文松・徐陸源という十二家荷主の名が見えるから、官商・民商各一人となったのは、嘉慶末期以降であつたと思われる。

おわりに

以上は清代辦銅貿易の成立過程、特に乾隆期以後の洋銅商人の実態を検討したものである。

まず、清朝前期に辦銅制が頻繁に変更された原因をまとめると、第一に、日本銅の輸出が制限されたことが挙げられる。清朝初期、国内において、銅の産出が不足していたため、制錢の鑄造に用いる銅はほとんど日本銅であつた。ところが、日本では、年々増えつづける銅の外国流出を防ぐという理由で中国船に対する制限を次第に強化した。よつて、清国内の銅価も次第に高騰し、制錢の鑄造に支障を来したのである。また、第二の原因としては、清朝の辦銅制度内における弊害の存在がある。それは、官銅收買価格の低下、承辦官吏の不正及びこれに伴つて起つた商人が前借した資金の流用などの弊害である。

乾隆期に入ると、従来の弊害を是正し、商人に対する統制を一層強化して、且つ日本側の信牌制度の施行に伴い、日本渡航の唐船が次第に江・浙に集中されるようになった。さらに、銅材を確保するため、雲南銅の開発に力を入れ、乾隆四年から、京局鑄造用の銅材はすべて滇銅に切り換えることにした。各省鑄造用の銅は同年より改めて招募した商人に個人の資本を以て、出洋採買させることになった。従来長崎に渡航する中国商人は、ほとんど官の金を前借して、それで貿易したから、いわば官商の性質を帯びていたが、これにより商人自身の資本で洋銅を採買することが許され、民商が成立したのである。乾隆九年には、民商から収買する洋銅に不足が生じ、また、国家に負った債務を完済させるため、内務府商人范氏の洋銅採買が復活され、これ以降、官商と民商は咸豊末年まで洋銅の採買を独占するようになった。

これらの官商を時代によつて区分すると、乾隆年間の前期と嘉慶・道光・咸豊年間の後期に分けられる。即ち前期の長蘆塩商の范氏・王氏・錢氏と後期の江・浙（塩）商人の王氏・程氏・汪氏である。前期の辦銅官商について、山西商人の范氏を例にとると、彼らは内務府商人として国家から前借した資金を使つて各独占事業に参加したが、そのほとんどは軍需・塩・鈹産・洋銅など大規模且つ危険性の高い事業であつたので、一旦失敗すると、大きな虧空を生ずることとなつた。官商范氏が洋銅の採買に従事したのは、国家に負った債務を整理するためであつて、完済不能の場合、完済の責任は家族或は共同担保の同業者にまでも及ぶのである。辦銅官商の世襲制が発生したのは、それに利益があつたからと言うよりも、むしろ国家が彼らに責任を果たさせようとしたからである。清朝においては、当時利益のある塩・鈹産・人參・洋貨などの採買をすべて官商に従事させ、その利潤を帑利銀・節省銀という名目で政府に上納させた。官商制度が発生したのは、政府が国家利益を独占するためであつたと思われる。さらには、国家に対する捐輸や官僚に対する餽送があり、商人は政府の厳しい支配下にあつて、独立性を失い、特権を享有する一方、国家から与えられた任務を果たさなければならなかつた。そのため、資本家や大企業が発生できなかつたと思われる。

後期になると、長蘆の官商が塩業の不況などの理由で疲弊したため、清朝は、辦銅に熟練し且つ財力のある江・浙地区の商人に採買を続けさせたのである。例えば、王氏はもと辦銅の額商で、汪氏・程氏は新安商人であつて、兩淮の塩商でもあつたと推測される。前期と違つて、資金を前貸しする制度は嘉慶十三年より廃止され、なお、洋銅の官收価格の低下、海難の相次ぐ発生、国内の戦乱などの原因で官商の洋銅採買は一層困難になつた。銅材を確保するために、清政府は、国禁であつた糸・

網の輸出を許可し、また、乾隆中期より中国船によって、大量な金・銀を日本に輸出したのも清政府の特別な措置の一つであったと推測される。一方、日本側は、辦銅商人に対してさまざまな別段商法を実施したが、これは幕府の財政補強を目的とするほか、商人に保障を与え、唐物の来源を確保する必要があったためと考えられる。

一方、民商は、ほとんど江浙地区の商人であつて、官商より有利な価格で官府に上納する以外に、余銅は市価による自由販売が認められていた。しかし、民商は個人の資本で辦銅に従事し、乾隆期以前の旧商の積欠を年払いで若干返済する義務がある上に、一旦事故が起これば、資本が皆無の状況となつたので、その数は、徐々に減少する傾向があつた。道光・咸豊期に入ると、経営状況はますます困難になり、楊氏一家のみが存続したと思われる。

本稿では、官商と民商の実態を中心に考察し、清朝政府の商人に対する統制の一端が窺えると思われるが、商品の流通及び貿易業務の面については、まだ多くの問題が残されている。なお、当時日本人漂流民の撫育や送還なども辦銅の官商及び民商の職務の一つであり、国交のなかつた清朝と江戸幕府との対外政策（民間レベルでの実務代行）を理解するには、極めて重要な問題であるが、後考に期したいと思つている。

註

- (1) 『皇朝文献通考』卷十三ノ十七、錢幣考。欽定大清（光緒）會典事例 卷二一四ノ二一九、戸部、錢法。
- (2) 本稿では、主に台北故宮博物院より出版した『宮中檔康熙朝奏摺』（以下「康熙檔」と略す）・『宮中檔雍正朝奏摺』（以下「雍正檔」と略す）及び『宮中檔乾隆朝奏摺』（以下「乾隆檔」と略す）を使用する。
- (3) 矢野仁一「支那の記録から見た長崎貿易」（『長崎市史 通交貿易編東洋諸国部』長崎市役所、一九三八年、所収）。
- (4) 内田直作『日本華僑社会の研究』（同文館、一九四九年）前編第四章「辦銅貿易商人団体」。同『東洋經濟史研究』I（千倉書房、一九七〇年）第一章、四。
- (5) 山脇悌二郎「清代塩商と長崎貿易の独占」（『史学雑誌』六七編八号、一九五八年、同）『近世日中貿易史の研究』吉川弘文館、一九六〇年、所収。なお、『長崎の唐人貿易』（吉川弘文館、一九六四年）II、14。
- (6) 松浦章①「長崎貿易における在唐荷主について—乾隆—咸豊期の日清貿易の官商・民商—」（『社会經濟史学』四五卷一号、一九七九年）、②「山西商人范毓麟一族の系譜と事蹟」（『史泉』五二号、一九七八年）、③「中国商人と長崎貿易—嘉慶・道光期を中心に—」（『史泉』五四号、一九八〇年）、④「清代徽州商人と海上貿易」（『史泉』六〇号、一九八四年）等。

- (7) 佐伯富「清朝の興起と山西商人」(社会文化史学、一号、一九六六年、同「中国史研究」第二、一九七一年、所収)。
- (8) 藤井宏「新安商人の研究」(東洋学報、三六卷一―四号、一九五三・四年)。傅衣凌「明代徽州商人」(明清時代商人及商業資本、北京人民出版社、一九五六年、所収)。
- (9) 梁嘉彬「廣東十三行考」(商務印書館、一九三七年)。同著、山内喜美代訳「廣東十三行考」(日光書院、一九四四年)。
- (10) 清代前期の鑄銭材料の日本銅の採買についての従来の研究は、註(3)・(4)・(5)・(6)の他、佐伯富①「清代雍正朝における通貨問題」(東洋史研究、十八卷三号、一九五九年)、②「康熙雍正時代における日清貿易」(東洋史研究、十六卷四号、一九五八年、共に「中国史研究」第二、一九七一年、所収)、市古尚三「清朝貨幣史考」(拓殖大学論集、九六号、一九七四年、同一〇〇号、一九七五年)、香坂昌紀「清代前期の関差辦銅制及び商人弁銅制について」(東北学院大学論集、歴史学地理学、十一号、一九八一年)、Hall, John W. "Notes on the early Ching copper trade with Japan" (Harvard Journal of Asiatic Studies 12-3:4, 1949)、傅衣凌「清代前期東南洋商」(明清時代商人及商業資本、北京人民出版社、一九五六年、所収)、任鴻章「棹銅与清代前期的中日貿易」(「中日關係史論叢」第一輯、遼寧人民出版社、一九八二年、所収)、馮佐哲・王曉秋「從『吾妻鏡補』談到清代中日貿易」(文史、十五輯、一九八二年)、魏能涛「明清時期中日長崎商船貿易」(中国史研究、一九八六年二期)等である。
- (11) 岩生成一「近世日支貿易に関する数量的考察」(史学雜誌、六二編十一号、一九五三年)所掲の「長崎来航支那船出帆地別船数表」に
より算出。
- (12) 刊本『華夷変態』上冊(東洋文庫、一九五八年初版、東方書店、一九八一年再版)四〇九頁。
- (13) 刊本『通航一覽』五、卷一九八、二三五頁。刊本『長崎実録大成』(長崎文献社、一九七三年)卷十一。金井俊行「長崎年表」(「長崎叢書」三、所収)参照。
- (14) 『通考』卷十四、康熙六十年の条。
- (15) 註(10)佐伯氏①②論文及び香坂氏論文、参照。
- (16) 香坂氏前掲論文、参照。
- (17) 『關於江寧織造曹家檔案史料』(中華書局、一九七五年)七一・七二頁、康熙四十八年六月初四日「内務府奏議覆五閩銅勛仍交各閩監督接辦摺」。
- (18) なお香坂氏前掲論文によると、さらに、盤纏銀・節省銀の上納を通じて形成された帝室の信頼、関差との親密な関係などのメリットがあったと考えられる。
- (19) 『六部成語註解』には「虧欠、空虚不足額數之弊端也。」とある。官から受領した辦銅資金のうち、辦銅できなかつた部分については、

官に返還しなければならなかったが、それを忘ることを虧空という。

(20) 『通考』卷十六、乾隆元年の条。

(21) 『雍正權』八輯、雍正五年五月十日、雲南総督鄂爾泰の奏摺。

(22) 『通考』卷十六、乾隆二年雲南総督尹繼善の奏。

(23) 同前、乾隆三年の条。

(24) 同書、卷十八、乾隆四十一年の条。

(25) 『清高宗実録』卷三三、乾隆元年七月癸巳条。光緒『蘇州府志』卷十九、錢法、乾隆元年の条。

(26) 註(13)に同じ。

(27) 『皇朝掌故彙編』内編卷十九、錢法、乾隆三年の条。

(28) 清・趙慎珍(一七六〇〜一八二四)の著であり、原文は『筆記小説大觀』(台北新興書局、一九六二年)正編第八、所収。

(29) 註(13)に同じ。

(30) 商船出洋の際の手續に関しては、刊本『清俗紀聞』二(平凡社、東洋文庫70、一九六六年)卷十、羈旅・行李に詳しい。

(31) 光緒『蘇州府志』卷十九、田賦、錢法、乾隆三十四年の条、江督高晋奏略に、

查江・浙二省辦銅商船、乾隆二十九年以前本有一十五隻、内官商范清濟船三隻、額商楊裕和等船十二隻。嗣於乾隆二十九・三十一等年、因官商范清濟有応交官項、先後裁減商船四隻、添撥范清濟名下辦運、該額商等尚有船八隻。

とあり、官商・民商の発船数は国家の需要に応じて多少変動があったと思われる。

(32) 『通考』卷十七、錢幣考五、乾隆二十年江蘇巡撫狂有恭の奏。

(33) 前掲註(5)・(6)①②・(7)のほか、傅衣凌註(10)論文及び章慶遠・吳奇衍「清代著名皇商范氏的興衰」(歴史研究、一九八一年第三期)などある。

(34) 道光『萬全県志』卷十、志余。嘉慶『介休県志』卷九、人物。

(35) 『碑伝集』卷四二、汪由敦「范毓齋墓表」。刊本『清稗類鈔』五(中華書局、一九八四年)農商類、「范芝巖商於張北」。『國朝書獻類徵初編』卷四五二、卓行十、范毓齋伝など、参照。

(36) 同前。

(37) 『雍正權』第四輯、雍正三年六月二十四日、湖広総督楊宗仁の奏。なお、清代における官許の特権商人と鉱業開発については、里井彦七郎「清代鉱業資本について」・「清代銅・鉛鉱業の構造」・「清代銅・鉛鉱業の発展」(以上共に「近代中国における民衆運動とその思想」

東大出版会、一九七二年、所収)などを参照。

- (38) 註(35)のほか、『通考』巻十六、乾隆九年の条。『雍正檔』十七輯、雍正八年十二月二十二日、同雍正九年元月十日、山西巡撫覺羅石麟の奏摺、参照。

- (39) 乾隆『汾州府志』巻十七、義行。嘉慶『介休県志』巻九、人物。

- (40) 『帰愚文鈔余集』巻六、所収。なお、大田南畝『増訂一話一言』巻十一(刊本『蜀山人全集』四、三〇四頁)にもこの部分を引用している。

- (41) 註(6)②、参照。

- (42) 山脇氏註(5)論文。なお、佐伯富氏註(7)論文においてもこの説に従う。

- (43) 具体的内容については、後に触れる。

- (44) 即ち、山脇氏の理解では、(イ)、范毓積は雍正年間、山西巡撫であった満洲出身の穆奇覺羅氏石麟の親戚であった。(ロ)、康熙年間、雲貴総督范承勳の妻は穆奇覺羅氏であるから、毓積はこの范氏の疏族であった。(イ)と(ロ)の事実を踏まえて、康熙・雍正・乾隆年間、官界に雄飛した范時繹・時崇・時紀・時授などと姻縁があったことになるとある。まず(イ)の論点については、氏の典拠の雍正八年十二月十九日、山西按察使宋筠の上奏(『硃批諭旨』三十六冊、所収)に「范毓積与永寧州于巡撫是親家、有一件事託于巡撫」と見え、氏はこの史料の「于巡撫」を当時の山西巡撫覺羅石麟と誤解したものとと思われる。この一件については、翌十二月二十日付、さらに翌九年正月十日付の石麟の上奏があり(『雍正檔』十七輯、所収)、本人でさえも知らなかったのである。「永寧州于巡撫」とは、山西永寧州出身、雍正八年当時江蘇巡撫に在職中の于準(『国朝書獻類微初編』巻一五八、于準の伝)でなければならなかった。要するに、石麟と范毓積との間に姻戚関係があったという解釈は成立しない。また、(ロ)については、覺羅氏は満洲の「著姓」であり(『八旗満洲氏族通譜』巻十二)、必ずしも親戚関係があったとは言えない。同じ范氏の場合も漢人とは言え、証明できる資料がなければ、こうした推測は認めがたい。

- (45) 『清高宗実録』巻三三一、乾隆十三年十二月丁酉の条。

- (46) 洪任または洪任輝ともいう。イギリス東印度会社の商人 Flint James のことであった。(『中国外交文書辞典(清末篇)』国書刊行会、一九八五年、参照)。

- (47) 『史料旬刊』第六期、「乾隆二十四年啖咭喇通商案」、浙江巡撫莊有恭の奏摺。

- (48) 『清高宗実録』巻五八四、乾隆二十二年十月壬戌の条。

- (49) 中国第一檔案館所蔵、乾隆三〇—三一年「内務府來文」(韋慶遠・吳奇衍註(33)論文による)。

- (50) 同前。

- (51) 『乾隆檔』二十一輯、乾隆二十九年五月初九日、江西巡撫輔德の上奏。
- (52) 『乾隆檔』九輯、乾隆十九年九月十二日、同十月初四日、直隸總督方觀承の奏。
- (53) 『清高宗実録』卷五五〇、乾隆二十二年十一月癸巳の条。又『通考』卷三十三、市糶考。
- (54) 『清高宗実録』卷一〇一、乾隆四年九月癸酉の条。
- (55) 『乾隆檔』二十輯、乾隆二十九年正月十九日、河東塩政李質穎の奏摺。
- (56) 従兄弟であったことは、嘉慶『介休県志』卷九、人物及び『清高宗実録』卷一一七五、乾隆四十八年二月丁丑の条による。
- (57) 『長崎県史』史料編四（吉川弘文館、一九六五年）五六四頁。
- (58) 江戸時代初期の長崎貿易は自由貿易であり、中国商人達は自由に長崎に上陸し、知人を頼んで宿泊し、彼らの仲介によって貿易を行なった。これを「船宿」と称した。寛永十八（一六四一）年には、日本側によって渡航した中国人の世話をする町が順番で指定された。これを「宿町」と称した。（中村質『長崎貿易利銀配分体制の形成』（九州史学、二九号、一九六五年）。同『長崎県史 対外交渉編』（吉川弘文館、一九八六年）三五三―三五五頁、参照）。
- (59) 唐船が長崎に入港すると、その入港年次の順に、例えば明和元申年ならば、「申一番南京船」と、以下その年の十二支を冠した順位に起帆地を添えた名称を付した。これを「番立」と称した。（中村質『外国金銀の輸入と別段商法―享和三（一八〇三）年の唐船貿易をめぐる―』駒沢史学、三四号、一九八六年、参照）。
- (60) 『乾隆檔』二十六輯、乾隆三十年十月十九日、浙江巡撫熊學鵬の奏摺
- (61) 同書、三十三輯、乾隆三十八年十一月二十一日、陝西巡撫畢沅の奏。三十四輯、乾隆三十九年正月二十八日、江蘇巡撫薩載の奏。三十六輯、乾隆三十九年十月十二日、江西巡撫海成の奏。
- (62) 『長崎市史』地誌編仏寺部下（長崎市役所、一九二三年）四五五頁。
- (63) 『通航一覽』卷二二〇、唐国部十六、漂着并漂流。
- (64) 註（57）書、四九六頁。
- (65) 松浦章註（6）①論文
- (66) 『清高宗実録』卷一一七二、乾隆四十八年正月壬寅の条。
- (67) 章慶遠・吳奇衍前掲論文による。
- (68) 佐伯富前掲註（7）論文三、山西商人と塩業、参照。
- (69) 餽送については、香坂昌紀『清代の餽送―江蘇巡撫吳存礼を中心として―』（東北学院大学論集 歴史学・地理学、十六号、一九八六

年)に詳しい。

- (70) 前掲註(67)に同じ。
- (71) 嘉慶『介休県志』巻六、選舉、巻七、仕籍、巻八、封蔭、参照。
- (72) 嘉慶『兩淮塩法志』巻二五、課程九に「居官者尚不能稱為官商。」とある。
- (73) 許大齡『清代捐納制度』(燕京學報專号二二、一九五〇年)参照。
- (74) 『清高宗実録』巻一一七五、乾隆四十八年二月丁丑の条。
- (75) 同書、巻二二八〇、乾隆五十二年五月戊寅の条。
- (76) 『長崎会所五冊物』(『長崎県史 史料編四』所収)二、花辺銀錢持渡の条及び商売外唐銀持渡の条。
- (77) 山脇氏前掲論文、参照。
- (78) 嘉慶『長蘆塩法志』巻五、盛典。
- (79) 『乾隆檔』二輯、乾隆十七年四月十五日閩浙總督喀爾吉善の奏摺。
- (80) 註(76)書、六六頁。
- (81) 刊本『通航一覽』四、卷一七八所引の「外国叢書載阿媽港記」。
- (82) 乾隆期以後、長崎に渡航した唐船は凡そ年二回の夏幫(六月頃)と冬幫(十一月頃)に分けられる。幫とは、ここでは一往復航海という意味である。(『台湾私法』第三巻下、「海商」参照)。
- (83) 嘉慶『長蘆塩法志』巻六、優恤。巻十六、奏疏下。
- (84) 刊本『長崎古今集覽』下(長崎文献社、一九七六年)四三三頁。また、前掲註(76)書八〇頁、参照。
- (85) 刊本『統長崎実録大成』(『長崎志統編』)(長崎文献社、一九七四年)二六五頁。
- (86) 註(76)書、八一頁。
- (87) 刊本『長崎名勝図絵』(長崎史談会、一九二二年)巻二上、清水寺二王門の条に「上に長崎山の扁額あり、乾隆二十六年歲次辛巳孟夏穀旦、浙江仁和弟子王履階敬立と書す。」と見える。
- (88) 山脇氏は註(5)論文において、王履階は当時兩淮の総商王履泰の兄弟であつて、その籍貫は、江蘇省松江府南匯県で、もと満洲の出身であつたとされているが、史料上には特定できないと思われる。
- (89) 史料の初見は乾隆二十六年である(註(87)参照)。
- (90) 註(76)に同じ。

- (91) 『長崎名勝図絵』巻一、興福寺、媽祖堂マゾウの条に「慈光普照の類あり、仁和王文鑿の書なり」とある。また、松浦章氏の指摘された(註(6)①論文)光緒『平湖県志』巻四建置下、関梁、三里橋の記事に「嘉慶三年銅商杭州王文鑿重建」と見え、彼は杭州府仁和県の人であつたことがわかる。
- (92) 県立長崎図書館渡辺文庫所蔵の「清人書状」に、王文鑿から唐通事陳可績(即ち西村金兵衛のこと、一七六一〜一八〇九)宛ての書状が一通見えるが、その内容から王文鑿が王局(官局)の荷主として辦銅の業務を管理していたと推察できる。
- (93) 林則徐の「会奏官銅商辦洋銅請復旧章摺」(『林文忠公政書』甲集巻四、江蘇奏稿、所収)。
- (94) 前掲註(67)に同じ。
- (95) 前掲註(92)に同じ。
- (96) 刊本『通航一覽』六、五頁。
- (97) 『明安調方記』の「唐船宿町順」及び長崎市立博物館聖堂文庫所蔵の「販銀額配銅之數」参照。
- (98) 同前「販銀額配銅之數」。
- (99) 貴重図書影本刊行会、一九三〇年。
- (100) 大田南畝『瓊浦又綴』巻上(『蜀山人全集』巻三、六二六頁)参照。
- (101) 県立長崎図書館渡辺文庫所蔵「享和三亥年中出帆引合帳」・「文化元子年中出帆引合帳」参照。
- (102) 註(93)に同じ。
- (103) 前掲註(85)書、二一四〜二二七頁。
- (104) 註(93)に同じ。
- (105) 刊本『歴代宝案』(国立台湾大学出版、一九七二年)第九冊、五四二七〜五四四〇頁。なお、官商汪氏に関する研究については、松浦章氏註(6)④論文がある。
- (106) 註(93)に同じ。
- (107) 註(85)書、二五五頁。
- (108) 註(6)①論文による。なお、本稿では九州大学中央図書館所蔵本を使用する。
- (109) 関西大学東西学術研究所影印本(一九七三年)、一六八頁。
- (110) 『漱芳閣畫面銘心録』(『日本画論大観』上に輯録。なお、県立長崎図書館渡辺文庫所蔵の『来舶唐人史料』にもこの部分が引用されている)。

- (111) 長崎市立博物館所蔵。
- (112) 『割符留帳』(大庭脩編)『唐船進港回棹録・島原本唐人風説書・割符留帳』(関西大学東西学術研究所、一九七四年)、参照。
- (113) 梁嘉彬前掲書、九九・一〇〇・二一五―二二二頁、参照。
- (114) 刊本『通航一覽』五、四五三頁。
- (115) 児玉琮編『漂客紀事』(県立長崎図書館渡辺文庫所蔵)。
- (116) 石井研堂『校訂漂流奇談全集』(博文館、一九〇〇年)三八一頁。
- (117) 『安南紀略叢』卷一、護送船主申報(刊本)『近藤正斎全集』一、四一・四二頁)。
- (118) 註(85)書、二七五頁。
- (119) 同書、二八六頁。
- (120) 『弘化三年文書科事務簿午一番三番唐船ヨリ送来候漂流日本人一件』(県立長崎図書館所蔵)。
- (121) 註(112)に同じ。
- (122) 註(97)に同じ。
- (123) この点については、既に松浦章氏が註(6)③論文において、指摘されている。
- (124) W. C. Hunter "The Fan Kwae at Canton: Before Treaty Days 1825-1844" (London 1882) P. 107。
- (125) 『清代塩政の研究』(東洋史研究会、一九五六年)二四一―二四七頁。また、前掲註(10)②論文、参照。
- (126) 前掲註(100)書、六二二頁に、
 近来足赤金・永金・洲泉紋銀等を唐船より持渡る事多し、これは彼国の禁にして、海防官などにとがめらるる事なりとぞ、されど清朝は賄賂多くして文官の勢つよく武官勢弱し、賄賂を以て自由の事なすといへり。(訳司柳屋氏の話)
 とある。清朝では、金・銀の外国輸出禁止令があったが、『会典』卷二〇、戸部錢法。卷七七六、兵律関津、賄賂のほか、清朝政府が定額の銅を商人に購入させるため、特別な措置をとったことも考えうる。乾隆二十八年より王履階が大量の金・銀を日本に持渡り、長崎会所は代りものとして銅の輸出額を増やした(註(76)参照)。また、同じく糸・絹の場合、乾隆二十四年に輸出禁止令が出されていたが、『史料旬刊』十八期、天五六・六五七、李兆鵬の奏)、日本銅を獲得するため、翌二十五年より辦銅商人に一定額の絹の輸出を許可し、二十九年に、更に綢緞の代りに同額の糸の輸出を許可していた例があった(『通考』卷十七・三三)。なお、金・銀の日本輸入の経緯及び中国商人を対象として行なわれた別段商法については、中村質前掲註(59)論文に詳しい。
- (127) 『清高宗実録』卷九〇二、乾隆三十七年二月癸酉の条。また、『程稼堂実在盜売公局銅筋節略』(県立長崎図書館古賀文庫所蔵)、参照。

(128) 刊本『通航一覽』五、五五三頁。

〔附記〕

本稿の作成にあたっては、九州大学中村質教授及び川勝守助教授から多くの御教示・御指導を賜わり、また、史料の利用に関しては、長崎県立長崎図書館・長崎市立博物館に大変お世話になった。ここに記して深謝の意を表したい。